

官報

号外

平成十二年十一月二日

○第一百五十四回 衆議院會議録 第九号

平成十二年十一月二日(木曜日)

議事日程 第五号

平成十二年十一月二日

午後一時開議

- 第一 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。商工委員長古屋圭司君。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(古屋圭司君登壇)

○古屋圭司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近時、いわゆる内職・モニター商法等に係る悪質な消費者トラブルが急増していることにかんがみ、取引の公正及び消費者の利益の保護をさらに図るための措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、いわゆる内職・モニター商法を業務提供誘引販売取引と定義し、広告規制、誇大広告の禁止、契約締結時における書面交付の義務づけ等

の措置を講ずるとともに、二十日間のクーリングオフを認めること、
第二に、業務提供誘引販売取引に係る割賦販売等については、割賦購入あつせん業者に対する抗弁を認めること、
第三に、連鎖販売取引について、脱法行為を防止するため、定義を変更し特定負担の金額基準を撤廃するとともに、広告規制の強化等を行うこと、

第四に、通信販売について、主務大臣の販売業者等に対する指示対象に、顧客の意に反した申し込みをさせようとする行為をした場合を追加すること、
第五に、訪問販売等に関する法律の題名を特定商取引に関する法律に改めること

等であります。
本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一日平沼通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、健康保険法等の一部を改正する法律案、日程第三、医療法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長遠藤武彦君。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
告書
医療法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(遠藤武彦君登壇)

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案について、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。
第一に、高額療養費における自己負担限度額を、患者が受けた医療サービスの費用も考慮して定めること、
第二に、保険料率の上限を、医療保険料率のみに適用すること、
第三に、老人医療の一部負担金について、薬剤一部負担金を廃止するとともに、定額の上限額を設けた上で、定率一割負担制を導入することとし、診療所については、定額負担制も選択できること

等があります。
なお、医療保険制度の改革については、本改正に引き続き、今後、抜本的な改革を行うための検討を行い、所要の措置を講ずるものとしております。

次に、医療法等の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。
第一に、現在の病床区分を見直し、その他の病床を療養病床と一般病床とに区分し、それぞれの機能にふさわしい基準を定めること、
第二に、人員の配置が基準に照らして著しく不

十分で、適正な医療の提供に著しい支障が生じる場合には、業務の停止等を命じることができるようになること、

第三に、カルテなどの情報を提供することができることなどを広告事項に追加すること、

第四に、診療に従事しようとする医師は二年以上、歯科医師は一年以上の臨床研修を必修化すること等であります。

両案は、去る十月三日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託され、十七日津島厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十八日質疑に入り、三十一日には参考人から意見を聴取し、昨日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。釘宮馨君。

(釘宮馨君登壇)

○釘宮馨君 民主党の釘宮馨でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました健康保険法等の一部改正案及び医療法等の一部改正案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

その前に、さきの公選法改正の採決に続き、またもや与党による強行採決という暴挙が繰り返されました。今や国会は審議の場ではなく、与党の横暴だけがまかり通る場と化しています。このことは、国会審議をますます形骸化するばかりでなく、民主主義そのものを否定する行為と断ぜざるを得ません。改めて、与党に対し猛省を求めるものであります。

さて、政府・与党は、今回提出の両法律案を医療保険制度の抜本改革の第一歩であるとし、また、みずから重要法案と位置づけてさきの通常国会に提出しておきながら、解散・総選挙が目前に

迫ると、負担増に対する国民の批判を恐れて、両法律案の国会審議を先送りにするばかりか、老人の薬剤一部負担の免除措置を行い、その財源措置に窮するや慌てて議員立法によって、事もあろうか予備費を充てることとしました。

さらに、今度は総選挙が終わるや一転、みずから招いた非拘束名簿方式のごり押しによる国会審議混乱の責任を棚上げにして、与党だけで法案審議を強行し、法案の早期成立を目指しました。

このような場当たり主義の与党では、医療保険制度改革など到底できるはずもなく、また、やる気もないと言わざるを得ません。(拍手)

以下、両法案に反対する理由を申し述べます。まず、健康保険法等改正案は、政府・与党の主張する抜本改革の第一歩とはとても言えないものであります。本案は、抜本改革を先送りにしたまま、日本医師会の意向を受けて自民党が打ち出した、老人に係る薬剤一部負担金の廃止や、政治的に決着した本年四月の診療報酬の引き上げによって必要になった財源を、老人の患者負担の見直し、高額療養費の見直しや保険料率の上限設定の見直しなど、患者負担、国民負担増によって賄うという、改革の理念なきじつま合わせにすぎないと言えます。このことは、医療保険福祉審議会の答申においても、急速な高齢化の進展に伴う医療費の高騰に対する有効な対応がなされておらず、当面の財政対策に終わっている指摘されていることから明らかであります。

そもそも、一九九七年の健康保険法等の一部改正は、医療保険制度の抜本改革の二〇〇〇年実施を前提として行われたはずであります。当時、政府・与党は、保険財政の目前に迫った危機を緊急避難的に回避するための当面の措置としての健康保険法等の一部改正を提案し、国民は抜本改革を不転の決意で実施するという政府の言い分を信じて、当面の負担増を受け入れたのであります。二〇〇〇年にならばなっただ

抜本改革を先送りし、当面の財政対策として国民に負担を押しつけ、それを抜本改革への第一歩であると強弁をしております。同じことの繰り返しであり、反省の色が全くありません。このままでは、さらに二年后も抜本改革を先送りして、政管健保財政が破綻するからという理由でまたまた国民に負担増だけを押しつけてくるのではないのでしょうか。

また、仮に、政府答弁のように二年后をめどに実現させるといふのであれば、抜本改革の最大の課題である高齢者医療など、その基本的な考え方が今の段階で明らかになっていなければ間に合わないのではないですか。まず、本案の審議に入る前に、その実現に向けての道筋を明確な形で具体的に示し、国民の合意を得るための議論をすべきであります。

本案においては、抜本改革をいつまでに実施するということすら明らかにされていません。二〇〇二年度までに実施するという確約がないまま、負担だけを国民に押しつけることを繰り返そうとしているのが本案であり、これが反対する第一の理由であります。

反対する第二の理由は、本案の改正内容が、場当たり的な朝令暮改の繰り返しであり、国民に混乱をもたらすものであるからであります。

薬剤一部負担は、薬剤使用に対する患者のコスト意識を喚起するという観点から一九九七年に導入されましたが、その効果、問題点を見きわめることもしないまま、医師会の働きかけを契機として老人を先行させ、今回は廃止することとしております。そして、その財源対策のために、上限付きの定率負担制を導入することとしており、まさに朝令暮改のそしりは免れません。

また、老人の上限付きの定率負担制の導入は、同じ医療サービスを受けながら受ける医療機関によって患者負担が変わるというものであり、その組み合わせは実に十四通りにもなります。これが患者の選択によるものであればまだしも、医療提

供側の都合によって生じるものであります。このような複雑な仕組みを強行することは、いたずらに国民の不信感を増幅し、かえって抜本改革の妨げとなるものであります。

保険料率の上限設定も同様であります。

政府は当初、介護保険導入により社会的入院などが介護保険に移行するので、医療、介護両保険の料率を合わせても上限内におさまる、介護保険料率の上昇を抑えるためにも上限枠が必要であると説明してきました。しかし、医療保険財政が悪化するなど見通しが狂い、このままでは上限枠内で介護保険料率を上乗せすることができなくなると、今度は慌てて一般保険料率のみを対象とするよう改めようとしています。

このような場当たりの改正の繰り返しは、医療保険者の財政運営や被保険者の保険料負担の見通しに無用の混乱を招くばかりでなく、医療保険制度に対する信頼を損なうものであります。

反対する第三の理由は、高額療養費制度の見直しであります。

この改正は、診療報酬の引き上げ等により新たに必要となった費用を、患者負担増で賄おうとするために導入しようとするものであります。しかし、この改正に伴う問題は大きく、負担は所得に応じて、給付は公平にという社会保険の基本的理念を十分な議論も行わないまま切り捨てようとするものであり、到底容認することができません。また、受けた医療サービスに応じて費用が反映され、患者負担の上限額もなくなります。このことは、高額療養費に係る負担を保障するという高額療養費制度そのものを否定するものであります。

だれがわざわざ高額な医療を受けたいと思うのでしょうか。必要な医療だから受けざるを得ないのであって、これからは負担額を計算しながら受ける医療を選択することになります。このことは、セーフティネットである保険制度そのものの否定にもつながりかねない危険なものであります。

す。
次に、医療法等の一部改正案について申し上げます。

今回の改正では、入院医療の提供体制の見直し、医療についての情報提供の推進、医師、歯科医師の臨床研修の必修化等が提案されており、医療提供側に配慮して、医療サービスの受け手、すなわち患者の立場に立った制度改正が当初考えられていたところからかなり後退をしております。

看護職員の配置基準は、改正の検討当初は、患者二・五人に看護職員一人という基準で議論されていましたが、医療提供側の反対に遭い、患者三人に看護職員一人となり、さらに五年間の経過措置がつけられています。

また、従来から、諸外国に比べて立ちおくれていると強く指摘されてきた精神医療については、いわゆる精神科特例を見直し、患者の立場に立った療養環境の改善を図るべきところであります。が、今回の改正では何も触れられておりません。さらに、カルテの開示に関してですが、政府部内の検討では、その法制化も含めて検討すべきとしていましたが、医療提供側からの、医療情報の提供は医師の職業倫理にゆだねるべきであるとの強い反対意見に遭い、結論は先送りとなりました。

医療提供体制の抜本改革に当たっては、患者の声が反映されるべきであり、情報公開を進めることが良質かつ適切な医療を効果的に提供すること不可欠であり、最近問題となっている医療事故の減少にも寄与するものと考えます。しかしながら、本案は、医師会等医療提供側の意見の方が反映され、患者本位の改革にはほど遠くなっております。今回の審議の中でも、津島厚生大臣みづからが……

○議長(綿貫民輔君) 釘宮警君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○釘宮警君(続) 抜本改革の必要性と緊急性を主張し、さらに参考人質疑の中では、与党推薦の参考人からも、このままでは保険制度そのものの崩壊を危惧するとの意見が述べられております。にもかかわらず、政府が既得権益擁護に腐心する余り、このような場当たり的な、理念なき改革を今後も続けるならば、医療保険制度に対する国民の支持、理解など到底期待できるはずもなく、抜本改革は絵にかいたもちになってしまふことを私は恐れ、政府・与党に猛省を促し、而法案に対する反対討論といたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 鴨下一郎君。
(鴨下一郎君登壇)
○鴨下一郎君 自民党の鴨下一郎でございます。私は、自民党、公明党及び保守党を代表して、ただいま議題となっております健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対して賛成の意を表するものであります。(拍手)

御案内のように、急速な少子高齢化が進む中で老人医療費は急増しております。さらに今後、団塊の世代が高齢期に差しかかり、一層高齢化が進行することが予想されます。その中で、増大する高齢者の医療費をどのようにコントロールし、またどのように公平に負担していくかといった問題は、今や国民的な課題と言っても過言ではありません。

そのためには、医療保険制度、医療提供体制の両面にわたり制度の抜本的な改革を図り、来る二十一世紀にも我が国が誇る国民皆保険を維持し、国民が安心して良質な医療が受けられる体制を確固たるものにしなければなりません。

今回政府から提案された二法案は、老人保健制度については月額上限つき定率一割負担制を導入するとともに、患者の病態にふさわしい医療の提供のため病床の区分を見直すなどを内容とするものであります。まず、健康保険法等の一部を改正する法律案で

ありますが、高齢者の一部負担について、長年の懸案であった定率一割負担制を導入することとしております。高齢者の方々にも医療費に対するコスト意識を持っていただくとともに、定率負担となつて若年者とのバランスを図るという観点から、意義あるものと思っております。

また、その導入に当たっては、上限を設定するとともに低所得者の方の入院について格別の配慮を行うなど、多様な高齢者の生活実態に合ったきめの細かな措置が講じられていると考えております。

また、高額療養費については、所得の高い方に応分の負担をお願いするとともに、実際にかかった医療費に応じた負担をお願いするとの見直しを行うこととしております。これは、家計の負担能力に配慮するとともに、医療を受ける方と受けないう方との公平を図るためのものであり、適切な措置であると考えています。

次に、医療法等の一部を改正する法律案についてであります。まず、現行のその他の病床を療養病床と一般病床に区分し、それぞれの機能にふさわしい職員配置基準や構造設備基準を定めることとしております。これにより、慢性期の患者と急性期の患者が混在している我が国の医療の大きな問題点を解消し、患者にとって満足度の高い医療をより効率的に提供できる基盤が整備できるものと考えられます。

また、現在努力義務とされている医師、歯科医師の臨床研修を必修化することや広告規制を緩和することも重要な改正です。特に、診療に従事しようとするすべての医師、歯科医師が、患者とよりよい信頼関係を築くための十分な診療能力を身につけることを制度的に担保しようとするもので、臨床研修の必修化は、医療機関における優秀なスタッフの確保、さらには国民に対する質の高い保健医療サービスの提供につながる大きな意義のある改正であると考えます。

このように、今回の二法案は、いずれも医療制度を持続可能な効率的で安定したものへ見直すための抜本的な改革の第一歩を踏み出すものであり、私どもとしては、賛意を表するものであります。

もとより、医療制度の抜本改革は、今回の改正だけで達成されるわけではありません。引き続き、連立与党及び政府が協調して、広く国民の御意見を聞きながら、全力を挙げて取り組むもの我々の決意を申し上げます、私の討論を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 武山百合子君。
(武山百合子君登壇)
○武山百合子君 自由党の武山百合子でございます。

私は、自由党を代表いたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。(拍手)

この法案は、参議院において、正常でない形で、与党単独で参議院選挙制度委員会が進められる中で、衆議院において、十月三日、野党が欠席する中で本会議の趣旨説明、質疑を強行し、厚生委員会に付託したものであります。また、野党を含めた実質審議は、十月二十五日と二十七日、三十一日の参考人質疑、そして昨日の質疑のみであります。すなわち、たった四日間でした。特に、昨日の委員会では、野党の質疑を強行に打ち切り、採決を行ったのであります。

我々は、この医療改革関連法案には、さまざまな点で疑問を持ち、これについては委員会審議を通じてただしていくこととしておりました。野党各党が、きちんと論点を整理しながら、二十一世紀の社会保障の青写真を明確にするため議論を深め、慎重審議を求めたにもかかわらず、与党は、審議日程の焦りから、議論が熟さないまま無理に委員会を強行突破したことは、まことに残念であり、強く抗議します。(拍手)

以下、反対する理由を申し述べます。

そもそも政府は、平成九年の前回改正のとき、サラリマン本人の患者負担を一部から二割にふやし、外来患者の薬剤費負担を決め、国民負担の増加を行う見返りに、平成十二年の抜本改革を約束していました。しかし、この法案では、附則に、医療保険制度等については、平成十二年度から行われる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動き、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化などを比べて考え、抜本的な改革を行うため検討し、その結果に基づいて所要の措置が取り決められるものとするとしており、今回の法改正が抜本改革ではないことを明確にしております。

当初、平成十二年の医療改革へ向けて、政府はどのような問題意識を持ち、診療報酬、医療供給体制、薬価制度のあり方、高齢者医療のあり方などについてどのような議論を尽くしていったのか、そして、なぜ今回の法案をつくることになったのか、国民にはつきりと説明し、その上で将来の社会保障のあり方を明白にすべきだったのではあります。

しかし、政府はその説明も不足であり、なおかつ論点も抜本改革への将来像やそれに向けての計画も不透明なまま、当面の小手先の財政調整だけしか見詰めず、議論を深めていくとは到底感じられません。平成十四年度をめどとする政府の抜本改革の意気込みも、このままではやはりかけ声倒れに終わるのではないのでしょうか。

大切なことは、社会保障のビジョンを明確に示し、社会を担う現役世代の人々の保険料負担が累増することの懸念を払拭することであり、お年寄りの給付水準引き下げへの心配を取り除くことでもあります。あわせて、適正な医療供給体制を示して、国民の全体の安心と安定を確保して人生設計を描きやすくすることであり、この法案審議を通じて論点を明確にし、より議論を深めるべきでありました。

しかし、それができなかったことは、腹立たしく、残念でなりません。抜本改革の道筋が明確でない中で、この法案を認めることはできません。次に、医療保険料率の法定上限見直しについて指摘しなければなりません。

今回の法案で、介護保険料を別建てと位置づけ、介護保険料を徴収することになりますが、なぜ、保険料の徴収が始まっている今になってこのような措置をとらざるを得なかったのでしょうか。

経済状況や雇用環境の大きな変化の中で、保険財政が圧迫されていることは私も認識していません。しかしながら、より指摘しておかなければならないことは、医療と介護の保険料を合わせて上限を設定したのは、介護保険導入とあわせて、社会的入院など今までの介護要素の強い医療が介護保険給付へシフトすることで、また、医療改革を平成十二年に実施することなどを通じて、医療負担は減少するという政府の説明の裏づけでもあると考えます。

しかし、結果として、改革が果たせず、保険財政が圧迫し、逃げの一手をとらざるを得なかったのです。そのような継ぎはぎを繰り返すたびに、国民の医療、介護制度への信頼をどんどん遠ざけてしまうのです。

また、この改正により介護保険料に対する法定上限はなくなりませんが、法定上限があるので本来の保険料を徴収できていないことを知っている国民は、それほど多くないと思います。ましてや、今まで制度欠陥で徴収することのできなかった保険料の負担について、これから少しずつもうというこれからの話も、知っている人は少ないのです。そのような環境の中で、明細を見て保険料が上がっていることを知ったとき、国民のだれもが、初めて理念のない負担増を知ることになり、驚きます。

なぜ上げるようになったか、政府はその説明を国民に知らせる責任があり、この国会の場で法案

の議論を深め、まさに国民に理解してもらうことが重要だったはずで

ところが、政府・与党は、議論をさっさと切り上げ、国民の理解を深めることもなく強行突破しようとしています。これは、単に保険料引き上げの混乱ばかりでなく、国民意識にも大きな影響を与えるものであることを強く指摘しておきたいと思ひます。

今、日本は、経済、社会、行政など、あらゆる側面で構造改革の必要性が訴えられています。また、経済社会の構造改革と同時に、安定し、安心できる社会保障制度をつくり上げることが極めて重要であることは、言うまでもありません。

国民は、明確であるべき社会保障ビジョンが、このような不明確な形で社会保障負担が増大し、同時に、自分の年金や医療、介護の給付水準が引き下げられるのではないかと不安を常に抱えています。この年金、医療、介護は、将来のライフスタイルを描く基礎的な部分なのです。社会保障制度への不信感が、新しい挑戦や努力といった創造的な生活を描くことを困難にし、日本全体の経済社会のポテンシャルを落としていくことにつながっていくのです。すなわち、国民のやる気をなくさせることなのです。

我々自由党は、消費税を基礎年金、介護、高齢者医療という基礎的社会保障経費以外には使わない、これによって基礎的社会保障の財政基盤を安定させ、簡素で、合理的で、公平な基礎的社会保障の負担のあり方を実現すべきであると考えます。国民が安心して頼るべきである社会保障制度をつくり上げることが、いざというときに頼りになる社会政策でありながら、もう一面では、個人の自由な生活設計と可能性を切り開く経済政策にもなり得るのです。

我々は、社会保障の給付と負担のあり方、医療提供のあり方など一つ一つの柱を明確に示し、そのために、規制の撤廃や改革へのステップ、そして当面の措置を明らかにしていくことが、本来の

構造改革のビジョンであると考えます。その点において、この法案は抜本改革の理念もなく、本末転倒であることを指摘して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 瀬古由起子君。

(瀬古由起子君登壇)

○瀬古由起子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部改正案及び医療法等の一部改正案について、反対の討論を行います。(拍手)

まず、討論の前に、本法案に対する野党からの再三の慎重審議の申し入れにもかかわらず、質疑打ち切りによって本法案の委員会採決を強行したことについて、委員会運営の基本的ルールを無視するものとして、この場で厳しく抗議をするものです。(拍手)

政府は、今回の法改正を医療制度抜本改革の第一歩と説明しております。この政府の言う抜本改革とは、これまで出された計画を見れば明らかに、健康保険の本人の三割負担や大病院の外來五割負担を導入する大改悪を押しつけようとするものです。その第一歩として、本改正案は、コスト意識の高揚、負担の公平などを理由に、高齢者などへの定率負担導入によって負担増大を強引に進めようとしているのです。国民に犠牲を押しつける、国民不在の医療制度抜本改革を決して容認することはできません。

健康保険法等の改正案について反対する第一の理由は、今回の改定が、高齢者への薬剤二重負担の廃止と引きかえに国民負担を増大させ、あわせて国庫負担の削減をねらう無責任なつじつま合わせをしているからです。

今回の制度改定による国庫負担の削減額は、高齢者の薬剤二重負担の廃止などによって満年度で二千六百四十億円になります。ところが、高齢者への一割定率負担の導入や高額療養費制度の見直し、入院食事代の引き上げ、標準報酬の下限引き上げなど、患者負担の合計は約三千億円にもなります。まさに国庫負担の削減を国民負担で補おう

とするものです。

そればかりか、介護保険料は来年十月から全額徴収となり、利用料負担と合わせると、来年度は約一兆二千億円の負担増です。今回の医療負担と合わせれば、来年度の国民負担は一兆五千億円の負担増です。このような負担増を、国の負担を削減しながら国民に押しつけることは、断じて認められません。

反対の第二の理由は、高齢者への一割定率負担の導入についてです。

この一割定率負担で、入院の場合も外来の場合も、平均すれば約一・五倍の負担を高齢者に押しつけることとなります。白内障の手術の場合、これまでは全額自己負担であったものが、保険適用を認められ、世の中が明るくなったとお年寄りも、これまでは約四倍の負担増になってしまっています。

高齢者世帯の四割が年収二百万円以下で、月四万円台の年金しかもらえない高齢者が四割以上あり、高齢者の七六％が住民税非課税です。深刻な不況、消費支出の低迷の中、介護保険の負担増も加わり、これに追い打ちをかける今回の一割定率負担増が、政府の言う無理のない範囲での負担とどうして言えるでしょうか。極めて過酷な負担増であることは明らかではありませんか。

定率制のもとでは、医療機関で診療を受けても、どれだけ医療費を払えばいいのか、最後まで予想がつきません。結局、重症の場合や所得の低い患者ほど診療を手控えるを得ず、受診抑制を強いることとなります。医療に対する不安を増大させることは必至ではないでしょうか。老人福祉法第二条の、老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、安らかな生活を保障されようとする精神を、真つ向から否定するものと言わざるを得ないものです。

反対の第三の理由は、高額療養費の見直しによって、これまでどんなに医療費がかかってても六

万三千六百円であった上限額に加えて、一定額以上の医療費の百分分を加えて患者負担を引き上げる、さらに上位所得者の分類を設け、上限額そのものを引き上げるといった新たな負担増が導入されていることです。

もともと高額療養費の趣旨は、高額な患者負担に一定の歯どめをかけるもので、その限度額がかかった医療費に応じて歯どめなく無制限に上がるというのでは、制度の趣旨に逆行するものです。この負担は教育費のかさむ年代の労働者にとって大きな打撃であること、コスト意識を高めるという厚生省の言い分に対して、心ならずも重病になった患者にコスト意識を持てと言ったかとの怒りの声が参考人陳述でも述べられておりました。コスト意識を強要した負担の押しつけは、社会保障の理念を根本から覆すものと言わざるを得ません。

第四の理由は、健康保険の保険料率の設定についてです。

現在は健康保険料と介護保険料の合計に適用されている上限の適用を健康保険料に限定して、介護保険料は別建てにする問題です。これは、厚生省がこれまで言ってきた介護保険料を加えた保険料を上限の範囲内におさめるとした方針をほごにするもので、結局実質的な保険料の引き上げにつながる便宜主義的な方針転換です。

次に、医療法等の改正案についてです。

一般病床と療養病床との区分が創設されますが、この区分は、厚生省の検討会報告書で述べているように、平均在院日数の短縮化を前提に、療養病床への転換を誘導して病床の削減を意図するものです。一般病床の削減による救急患者の受け入れが困難になるなど、医療サービスの低下をもたらすものです。

看護婦の配置基準や施設基準の見直しは提案されていますが、日本医療労働組合連合会の調査によれば、看護婦さんの四人に三人が慢性疲労を訴え、七割で健康に不安を感じている、月九回以上

の夜勤が二割を超えて改善の兆しが見えないなど、看護婦さんの労働条件は依然深刻です。その中で医療事故も起きています。精神科病床の医療従事者は少なく、おくれた療養環境を長期開放してきた国の責任こそ厳しく問われなければなりません。

医師の卒後研修必修化の問題についても、国民と患者の立場に立った医師の養成を図ってほしいという強い期待がありながら、私立大学の研修医の収入が月額五万円程度しかないという状態が放置されたままです。貧困な研修体制の打開策を明確にすることなく卒後研修の義務化を先行させるのでは、何の問題解決にもなりません。

二十一世紀の国民医療の向上に向けて、国は、国民や高齢者に負担を押しつけるのではなく、国庫負担の拡充などみずからの責任を果たすべきです。医療制度の抜本改革を言うなら、高齢者への定率負担増の押しつけや地域医療の崩壊を招く医療制度の改悪案を撤回して、薬価や医療機器の高価格構造にまずメスを入れることが先決ではありませんか。そうすれば、国民負担増の改悪は必要ないではありませんか。

むだなゼネコン型公共事業を削減し、医療や福祉、介護など社会保障を重視する財政構造への転換こそこの問題解決のかぎであることを強調して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長 綿貫民輔君 阿部知子君

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子でございます。私は、社会民主党並びに市民連合を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに医療法等の一部を改正する法律案の両案に反対する立場から見解を述べたいと思います。(拍手)

冷たい雨が昨夜来続いております。一昨日のこの本会議場での少年法の強行採決、そして、昨日の厚生委員会における全く一方向的な

審議打ち切り並びに強行採決によって本日この本会議の場にかげられた先ほどの二法案は、本日に、この国が、いかなる態度をもって子供たちと高齢者に接していくのかにおいて、極めて非情で、横暴で、かつ理性なき社会に至っているかを指し示していると思います。

一体だれのための政治であり、何のための政治であるか。

昨日、この本会議場で、イラン国ハタミ大統領は、暴力と憎悪渦巻いているイスラム国家間の対立を粘り強い民主主義的討論によって平和と協調へと導いた、そのお話をなさいました。また、既に、南北朝鮮両首脳の本当に勇気ある対談によって、今、東アジア情勢も大きく和平へと踏み出しております。

その中であって、我が国のみが、かかる横暴な議会運営を繰り返すことによって、世界からも取り残され、そして、国内においては、全く憲法に保障された民主主義をないがしろにする森内閣に對して、一刻も早い退陣を望むものです。一日森内閣が延命されれば、また一つ悪法ができ上がります。

では、この医療法並びに保険法の改正、いかなる悪法か、以下に申し述べます。

まず第一の、健康保険法の改悪でございます。この改悪は、本当の意味で、思想における改悪であります。なぜならば、高齢者に定率負担を強いた今般の健康保険法の改悪こそ、本来、だれも望んで老いた病になつたりするものではない、そして困ったときこそ、一番弱いときこそ国が差し伸べるべき医療や福祉の手を本当に無情にも振り払い、金がなければ命の切れ目とした政策にほかなりません。

既に本年四月から導入された介護保険におきましても、患者窓口一割負担が重くて、わずかに四割の利用率にとどまっておられることを、政府・与党はどのように総括されるでしょうか。窓口負担ということが、本当に、老いてつ

平成十二年十一月二日 衆議院會議録第九号

健康保険法等の一部を改正する法律案外一案

ましい収入の中から暮らしになる御高齢者を、医療からも介護からも遠ざけております。このことに心から私は怒りを持ち、なおかつ、医療現場に働く者として、このような悪法がこれからの医療現場を縛っていくことを心から悲しく思います。

第二に、医療の供給体制についてでございます。

既に何人かの委員が御指摘のごとく、一対三、これは患者一対看護婦三ではございせん。患者が三対看護婦が一でございせん。この数値がいかなる人員不足であるか。そして今、医療現場では、私どもを初めとして、非常に過酷な労働の中、ミスのないよう本当に張り詰めた労働をいたしております。

しかるに、昨日の厚生委員会の場での津島厚生大臣の答弁においては、厚生省は看護婦の労働実態においてみずから調査する手段を持たず、看護協会等々との協力の中でその情報を得ている由でした。このような厚生省の無責任かつ本当に非常識な姿勢が、今般の医療ミスの多発の根幹に大きく横たわっております。

命こそだれにとってもかけがえのないものであるならば、その命の火が消えなるとするときに、いかなる十分なぬくもりと人の手をもって遇するか、この国の二十一世紀の根幹でございます。ましてや、医療、介護、福祉の分野に人手を割くことは、長い目で見れば、この国の経済基盤をしっかりと守り立てて、高福祉社会へと大きく一歩を歩ませるものでございましょう。

また、今般の医療法改正の一番至らぬ点、いわゆるカルテ等情報開示の問題でございます。この問題は、本来二十一世紀の医療を決する極めて大切な事項でありながら、単なる規制緩和の広告項目の一部として挙げられております。例えば、患者さんが、あるいは御家族が、あるいは御遺族がみずからに対してなされた処置、知りたいと思っ

たとき、今いかに大きく厚く非情な壁に阻まれていかは、先般来のエイズ被害事件でも明らかでございまして。私は、このカルテ情報開示こそ、まず率先して、医療法改正の中心であるべきであつたと思います。

そして、私阿部知子、長年小児の医療現場にありました。今、小児の医療、本当に窮状にあります。よく少子高齢化、まぐら言葉のように高齢化の上に少子がつけられますが、その程度の認識で、本当に診療報酬だけに偏った非常に利潤追求型の医療が、手間暇かかる小児医療をここまで押しやり、そして先般、千葉での女医さんの過労死を生みました。もうこれ以上、放置することも黙視することもできません。(拍手)

二十一世紀は、子供たちと御高齢者、そしてその真ん中をしっかりと支える中堅層にこそ、安心と安全のネットワークを提示して初めて開かれま

す。しかるに、森内閣、わずか一五%支持の森内閣には、これを行う決意もアクションプログラムもございせん。

そして、最も未来を託すべきは、実は若い医師の教育にございせん。これが医師法の改正でございます。医師法の改正は、ただ単に義務化を決めただけで、何らの賃金保障を明示せず、また指導医に対しての指導体制も明示してございせん。このような中で、日々ハードワークとアルバイトに追い立てられた若年医師が再生産する医療とは、決して国民にとって幸せをもたらすものではございせん。

以上、私は、社会民主党・市民連合を代表して、健康保険法改正、医療法改正、医師法改正の三分野にわたり反対の討論をいたしました。そして、こうした国民的課題に対して、国民の声が全く届かない現森内閣には、早急に総辞職すること重ねて要求いたします。

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(綿貫民輔君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(綿貫民輔君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百五十

可とする者(白票) 二百六十九

否とする者(青票) 百八十一

○議長(綿貫民輔君) 右の結果、健康保険法等の一部を改正する法律案外一案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案外一案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君
逢沢 一郎君 青山 丘君
赤城 徳彦君 麻生 太郎君
甘利 明君 荒井 広幸君
伊藤 公介君 伊藤宗一郎君
伊藤 達也君 伊吹 文明君

池田 行彦君	石川 要三君
石破 茂君	石原 伸晃君
稲葉 大和君	今村 雅弘君
岩倉 博文君	岩崎 忠夫君
岩永 峯一君	岩屋 毅君
植竹 繁雄君	臼井日出男君
江藤 隆美君	衛藤征士郎君
遠藤 武彦君	小此木八郎君
小里 貞利君	小野 晋也君
小淵 優子君	尾身 幸次君
大木 浩君	大野 松茂君
大野 功統君	大原 一三君
大村 秀章君	太田 誠一君
岡下 信子君	奥谷 通君
奥野 誠亮君	奥山 茂彦君
加藤 紘一君	嘉数 知賢君
梶山 弘志君	金子 一義君
金田 英行君	亀井 静香君
亀井 久興君	亀井 善之君
鴨下 一郎君	川崎 二郎君
河村 建夫君	瓦 力君
木村 太郎君	木村 隆秀君
木村 義雄君	岸田 文雄君
岸本 光造君	北村 直人君
久間 章生君	熊谷 市雄君
熊代 昭彦君	倉田 雅年君
栗原 博久君	小泉純一郎君
小坂 憲次君	小島 敏男君
小林 興起君	古賀 誠君
古賀 正浩君	後藤田正純君
河野 太郎君	高村 正彦君
左藤 章君	佐田玄一郎君
佐藤 静雄君	佐藤 剛男君
佐藤 勉君	齊藤斗志二君
坂井 隆憲君	坂本 剛二君
阪上 善秀君	桜田 義孝君
笹川 堯君	自見庄三郎君

塩崎 恭久君	七条 明君	原田昇左右君	原田 義昭君	遠藤 和良君	太田 昭宏君	鎌田さゆり君	川端 達夫君
実川 幸夫君	下地 幹郎君	菱田 嘉明君	平沢 勝栄君	河合 正智君	河上 覃雄君	河村たかし君	菅 直人君
下村 博文君	新藤 義孝君	平沼 越夫君	平林 鴻三君	神崎 武法君	北側 一雄君	木下 厚君	北橋 健治君
菅 義偉君	杉浦 正健君	福井 照君	福田 康夫君	久保 哲司君	齊藤 鉄夫君	釘宮 磐君	熊谷 弘君
杉山 憲夫君	鈴木 俊一君	藤井 孝男君	二田 孝治君	坂口 力君	白保 台一君	桑原 豊君	玄葉光一郎君
鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君	古屋 圭司君	保利 耕輔君	田端 正広君	高木 陽介君	小泉 俊明君	小平 忠正君
砂田 圭佑君	園田 博之君	細田 博之君	堀内 光雄君	谷口 隆義君	西 博義君	小林 憲司君	小林 守君
田中 和徳君	田中眞紀子君	堀之内久男君	牧野 隆守君	東 順治君	福島 豊君	古賀 一成君	五島 正規君
田野瀬良太郎君	田村 憲久君	増田 敏男君	町村 信孝君	冬柴 鐵三君	榊屋 敬悟君	後藤 茂之君	後藤 斎君
高市 早苗君	高木 毅君	松岡 利勝君	松下 忠洋君	丸谷 佳織君	山名 靖英君	今田 保典君	今野 東君
滝 実君	竹下 巨君	松島みどり君	松野 博一君	若松 謙維君	宇田川芳雄君	近藤 昭一君	佐々木秀典君
竹本 直一君	武部 勤君	三塚 勲君	三ッ林隆志君	金子 恭之君	上川 陽子君	佐藤 観樹君	佐藤謙一郎君
橋 康太郎君	棚橋 泰文君	水野 賢一君	宮腰 光寛君	近藤 基彦君	谷本 龍哉君	佐藤 敬夫君	鮫島 宗明君
谷 洋一君	谷垣 禎一君	宮澤 洋一君	宮路 和明君	平井 卓也君	森田 健作君	島 聡君	城島 正光君
谷川 和穂君	谷田 武彦君	宮下 創平君	宮本 一三君	山本 幸三君	井上 喜一君	首藤 信彦君	末松 義規君
谷畑 孝君	近岡理一郎君	武藤 嘉文君	村井 仁君	海部 俊樹君	小池百合子君	鈴木 康友君	仙谷 由人君
中馬 弘毅君	津島 雄二君	村上誠一郎君	村田 吉隆君	西川太一郎君	野田 毅君	田中 慶秋君	田中 甲君
渡海紀三朗君	虎島 和夫君	持永 和見君	望月 義夫君	松浪健四郎君	栗屋 敏信君	田並 胤明君	武正 公一君
中川 昭一君	中川 秀直君	茂木 敏充君	森 英介君	柿澤 弘治君	小泉 龍司君	玉置 一弥君	榑床 伸二君
中曾根康弘君	中谷 元君	森 喜朗君	森岡 正宏君	土屋 品子君		津川 祥吾君	手塚 仁雄君
中野 清君	中村正三郎君	森田 一君	森山 眞弓君	安住 淳君	阿久津幸彦君	土肥 隆一君	中川 正春君
中本 太衛君	中山 太郎君	八代 英太君	谷津 義男君	赤松 広隆君	荒井 聰君	中沢 健次君	中野 寛成君
中山 利生君	中山 成彬君	柳澤 伯夫君	柳本 卓治君	五十嵐文彦君	井上 和雄君	中津川博郷君	中野 義浩君
中山 正暉君	仲村 正治君	山口 俊一君	山口 泰明君	伊藤 英成君	伊藤 忠治君	中村 哲治君	永田 寿康君
長勢 甚遠君	丹羽 雄哉君	山崎 拓君	山中 貞則君	家西 悟君	池田 元久君	永井 英慈君	長浜 博行君
西川 京子君	西川 公也君	山本 明彦君	山本 公一君	石毛 鑊子君	岩國 哲人君	長妻 昭君	野田 佳彦君
西田 司君	西野あきら君	山本 有二君	横内 正明君	上田 清司君	生方 幸夫君	榑崎 欣弥君	野田 峻君
額賀福志郎君	根本 匠君	吉川 貴盛君	吉田 幸弘君	江崎洋一郎君	枝野 幸男君	羽田 孜君	葉山 峻君
野田 聖子君	野中 広務君	吉田六左門君	吉野 正芳君	小沢 鋭仁君	大石 尚子君	鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君
野呂田芳成君	葉梨 信行君	米田 建三君	渡辺 具能君	大石 正光君	大出 彰君	原口 一博君	伴野 豊君
萩野 浩基君	萩山 教蔵君	渡辺 博道君	渡辺 喜美君	大島 敦君	大谷 信盛君	日野 市朗君	肥田美代子君
橋本龍太郎君	馳 浩君	青山 二三君	赤羽 一嘉君	大畠 章宏君	岡田 克也君	平岡 秀夫君	平野 博文君
鳩山 邦夫君	浜田 靖一君	赤松 正雄君	池坊 保子君	奥田 建君	加藤 公一君	藤村 修君	古川 元久君
林 省之介君	林 幹雄君	石井 啓一君	市川 雄一君	鹿野 道彦君	海江田万里君	細川 律夫君	細野 豪志君
林 義郎君	林田 彪君	漆原 良夫君	江田 康幸君	鍵田 節哉君	金子善次郎君	堀込 征雄君	前田 雄吉君
						前原 誠司君	牧 義夫君

否とする議員の氏名

牧野 聖修君	松崎 公昭君
松沢 成文君	松野 頼久君
松原 仁君	松本 剛明君
三村 申吾君	三井 辨雄君
水島 広子君	山内 功君
山口 壯君	山田 敏雅君
山谷えり子君	山井 和則君
山花 郁夫君	山村 健君
山元 勉君	横路 孝弘君
吉田 公一君	渡辺 周君
東 祥三君	一川 保夫君
黄川田 徹君	工藤堅太郎君
佐藤 公治君	塩田 晋君
菅原喜重郎君	鈴木 淑夫君
高橋 嘉信君	武山百合子君
達増 拓也君	土田 龍司君
中井 治君	中塚 一宏君
西村 眞悟君	樋高 剛君
藤井 裕久君	藤島 正之君
山岡 賢次君	山田 正彦君
石井 郁子君	小沢 和秋君
大幡 基夫君	大森 猛君
木島日出夫君	児玉 健次君
穀田 恵二君	佐々木憲昭君
志位 和夫君	塩川 鉄也君
瀬古由起子君	中林よし子君
春名 眞章君	藤木 洋子君
松本 善明君	矢島 恒夫君
山口 富男君	吉井 英勝君
阿部 知子君	今川 正美君
植田 至紀君	大島 令子君
金子 哲夫君	菅野 哲雄君
北川れん子君	重野 安正君
辻元 清美君	土井たか子君
東門美津子君	中川 智子君
中西 績介君	原 陽子君

日森 文尋君 保坂 展人君
山内 恵子君 山口わか子君
横光 克彦君 川田 悦子君
徳田 虎雄君

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

桑原豊君外四名提出、警察法の一部を改正する法律案、内閣提出、警察法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

警察法の一部を改正する法律案(桑原豊君外四名提出)

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 桑原豊君外四名提出、警察法の一部を改正する法律案、内閣提出、警察法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長増田敏男君。

警察法の一部を改正する法律案(桑原豊君外四名提出及び同報告書)

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出及び同報告書)

(本号末尾に掲載)

○増田敏男君 ただいま議題となりました両案に

つきまして、地方行政委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、両案の主な内容について申し上げます。内閣提出の警察法の一部を改正する法律案は、警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会等が警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、警察署における事務の処理に民意を反映させる警察協議会の制度について定めるほか、最近の治安情勢にかんがみ、国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、民主党提案の桑原豊君外四名提出、警察法の一部を改正する法律案は、警察に対する国民の信頼を回復するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等について、委員の任期を短縮するとともに再任を制限し、事務局を設置し、並びに警察庁及び都道府県警察に対する監察を実施することができるとし、あわせて、都道府県公安委員会等に苦情処理委員会を設置することにより、警察職員の職務遂行の適正を確保する措置を講じようとするものであります。

両案は、本委員会に付託された後、去る十月二十四日西田国務大臣及び提出者桑原豊君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、一括して質疑に入り、二十六日及び三十一日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしましたところ、内閣提出案について、社会民主党・市民連合からこれに対する修正案が提出されました。

本日、修正案について趣旨説明を聴取した後、民主党案及び修正案について内閣の意見を聴取し、各案に対する討論の後、採決に入りました。まず、民主党案について採決をいたしましたところ、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次いで、内閣提出案及び修正案について採決を

いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、内閣提出案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、内閣提出案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、桑原豊君外四名提出、警察法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、内閣提出、警察法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

出席国務大臣

厚生 大臣 津島 雄二君
通商産業大臣 平沼 赳夫君
国務 大臣 西田 司君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律

一、昨一日、堀川参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員岡野裕君、同白浜一良君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

上杉 光弘君 森本 晃司君

一、昨一日、堀川参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官訴訟追委員太田豊秋君、同加藤紀文君、同服部三男雄君及び同予備員市川一朗君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員

河本 英典君 野間 越君

矢野 哲朗君

同 予備員

第一順位 鈴木 政二君

(理事補欠選任)

一、昨一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 安住 淳君 (理事伊藤英成君昨日理事辞任につきその補欠)

理事 首藤 信彦君 (理事玄葉光一郎君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 田並 胤明君 (理事中沢健次君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員会

理事 田並 胤明君 (理事中沢健次君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

末松 義規君

平井 卓也君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

石毛 鏡子君

北村 誠吾君

補欠

末松 義規君

平井 卓也君

環境委員

中野 清君

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

山口 泰明君

補欠

商工委員

辞任

野田 聖子君

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

補欠

砂田 圭佑君

建設委員

辞任

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

蓮実 進君

補欠

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

桜田 義孝君 渡辺 博道君
下村 博文君 菱田 嘉明君
中谷 元君 福井 昭君
鍵田 節哉君 大石 尚子君
木島日出夫君 吉井 英勝君
菱田 嘉明君 下村 博文君
福井 昭君 中谷 元君
渡辺 博道君 桜田 義孝君
大石 尚子君 鍵田 節哉君
吉井 英勝君 木島日出夫君

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

増原 義剛君 谷本 龍哉君

(議案提出)

一、去る十月三十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案(河村たかし君外五名提出)

(議案受領)

一、昨日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関する法律案

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

(議案付託)

一、去る十月三十一日、委員会に付託された議案

は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

外務委員会 付託

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出第一〇号)

建設委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

人権に関する教育及び啓発の推進に関する法律案(石毛鏡子君外二名提出)

一、去る十月三十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

少年法等の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年十一月一日

外務委員長 中野 寛成

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年十一月一日

通信委員長 小平 忠正

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、去る十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農産物の緊急輸入制限に関する質問主意書(小沢和秋君外一名提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件及び同疑惑事件に関する質問主意書(金子善次郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出マンスフィールド研修に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山花郁夫君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)に関する質問に対する答弁書

平成十二年十月二日提出

質問 第七号

マンスフィールド研修に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

先に提出した「マンスフィールド研修と当然の法理に関する質問」に対する政府答弁書(平成十二年九月十二日)の不明な点につき以下質問する。

一 政府答弁書ではマンスフィールド研修員は「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることとは認められない」としているが、この点に関連し以下質問する。

1 第一期研修員のうち通産省に配置された研修員は、貿易保険を担当し「保険引き受けの現場でアンダーライター(引き受け担当者)としてプロジェクトを担当し、実際の保険の審

查をやらされ(人事院月報九十七年八月号十七頁)、「三つのプロジェクトを、通産省での最終審査委員会に諮り、必要な資料(もちろん全部日本語)を作成し、説明を行い、了解を取り付けた(同右)そうであるが、そこで以下の点を明らかにされたい。

① 同研修員が担当したプロジェクトの内容。

② ここでの「保険の審査」は公権力の行使又は公の意思の形成への参画とは全く関わらないものなのか。

③ 「通産省での最終審査委員会に諮り、必要な資料(もちろん全部日本語)を作成し、説明を行い、了解を取り付けた」という一連の行為は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に該当しないのか。

2 同じく第一期研修員のうち厚生省に配置された研修員は「農業に関する課内や局内の会議はもちろん審議会等には農業の暴露評価には直接関係のない毒性評価にも参加してもらうこと、農業に直接関係しない会議、例えば予算要求に関するものであっても参加してもらうこと、国会関係の事務にも参加してもらうこととした。換言すれば、農業関係の課員が一人増員になったものとして、当該に参画してもらつたことを基本方針とした(人事院月報九十七年八月号二十頁)そうであるが、そこで以下の点を明らかにされたい。

① 同省における課内や局内の会議及び審議会等においては公の意思の形成が行われていないのではないのか。

② 同研修員はこれらの場において自己の意見を開陳したことがあったか。

二 答弁書がいう「当該研修員に開示されていないと受入機関が通告した情報」の全てを明らかにされたい。

三 答弁書では、受入機関及びその職員はマンスフィールド研修員が秘密に「接し得る状況に置かない」とあるが、そのために各省庁が取った具体的な措置について明らかにされたい。

四 研修員が配置されている課の室内において次に開く知照又は文書、図画若しくは物件が取り扱われたことがあるか明らかにされたい。

1 「国家公務員法」第百条で定める「秘密」。

2 「自衛隊法」第五十九条で定める「秘密」。

3 「秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条で定める「秘密」。

4 「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」第一条第三項で定める「防衛秘密」。

5 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」第六条で定める「合衆国軍隊の機密」。

6 「取扱以上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)(防衛調一第九四八号)」で定める「取扱以上の注意を要する文書等」。

右質問する。

内閣衆質一五〇第七号
平成十二年十月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔殿 喜朗

衆議院議員金田誠一君提出マンスフィールド研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出マンスフィールド研修に関する質問に対する答弁書

一の1の①について
マイク・マンスフィールド研修計画の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との書

簡の交換(平成八年外務省告示第四百七十六号)に基づいて各省庁等に配置されたアメリカ合衆国政府の公務員(以下「マンスフィールド研修員」という。)のうちお尋ねの第一期研修員として通産産業省に配置された者が担当したプロジェクトは、三件とも東南アジアにおけるプラント建設である。

一の1の②について

ここでの「保険の審査」を実際に行ったのは通産産業省の職員であり、お尋ねの第一期のマンスフィールド研修員のうち通産産業省に配置された者は、あくまでも配置先責任者の管理の下で、部外者である研修員として、補助的な事務に従事したに過ぎない。したがって、当該マンスフィールド研修員の行為は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にかかわったものではない。なお、通産産業省においては、今後、マンスフィールド研修員が携わる事務の範囲を一層明確化する等の措置をとっていく所存である。

一の1の③について

御指摘の案件については、通産産業省の職員によって部内の委員会に付議され、検討が行われたものであり、お尋ねの第一期のマンスフィールド研修員のうち通産産業省に配置された者は、あくまでも配置先責任者の管理の下で、部外者である研修員として、補助的な事務に従事したに過ぎない。したがって、当該マンスフィールド研修員の一連の行為は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にかかわったものではない。

一の2の①について

厚生省における課内や局内の会議の中には、公の意思の形成のための検討が行われるものもある。

また、厚生省における審議会等の中には、公

の意思の形成が行われるものもあるが、お尋ねの第一期のマンスフィールド研修員のうち厚生省に配置された者がかわった審議会等については、厚生大臣等の諮問等に応じ審議、調査等を行い、専門的見地から意見を述べたものであるため、その意見が公の意思の形成の参考とされることはあるが、当該審議会等において直接公の意思の形成が行われるものではない。

一の2の②について

お尋ねの第一期のマンスフィールド研修員のうち厚生省に配置された者は、会議及び審議会等において、自己の意見を開陳したことはなかったものと承知している。

二について

お尋ねの通告は口頭により行われることが多いこと、これまでマンスフィールド研修員を受け入れた期間が数年に及んでいること、マンスフィールド研修員の配置先部局が多岐にわたっていること等から、お尋ねの情報のすべてを過去にさかのぼって明らかにすることは困難である。

三について

マンスフィールド研修員の受入先である各省庁等は、秘密を取り扱うことができる職員の範囲を部内の関係職員に限定すること、秘密の文書等をそれ以外の者が接し得ないような場所に厳重に保管すること等の措置を講じているところである。

四について

マンスフィールド研修員の配置先部局のうちには、その職務上、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条に定める「秘密」、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十九条に定める「秘密」、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条第一項に定める「秘密」、日米相互防衛援助協定等に

伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に定める「防衛秘密」、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)第六条に定める「合衆国軍隊の機密」及び「取扱以上の注意を要する文書等の取扱について(通達)」(昭和五十六年防衛調一第九百四十八号)に定める「取扱以上の注意を要する文書等(以下「秘密等」という。))を取り扱う部局もあつることから、マンスフィールド研修員が配置されている部局の室内においても、秘密等にかかわる知識又は文書、図画若しくは物件が取り扱われたことがあつたものと考えている。

平成十二年十月二十四日提出
質問 第一一八号

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)に関する質問主意書

提出者 山花 郁夫

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)によると、参議院議員の選挙につき、いわゆる拘束名簿式投票方法に代えて非拘束名簿式の投票方法を採用することとしているが、その投票に際して、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することを原則とし、参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称を自書することができるというので、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を記載した得票は参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることとしている。しかし同法案に対しては、憲法上の疑義が存し、国民の理解を得られていないと考へられないので政府の見解をただしたい。

従つて、次の事項について質問する。

一 候補者個人の氏名を自書したにもかかわらず、それを参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることは、憲法第四十三条(両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する)に反することにならないか。ならないとすれば、その根拠を示されたい。

二 候補者個人名を自書したものを名簿届出政党等の得票と読み替へる場合、名簿届出政党等の名簿届出の如何によつては、個人としての得票数がゼロないし極めて僅少の者でも、理論的には当選可能性があるとすることになるが、これは、両議院は選挙された議員で組織しなければならぬとする憲法第四十三条に反するのではないか。反しないとするならば、その根拠を示されたい。

三 連座制の適用によつて、あるいは議院からの除名によつて当選議員が議席を失うに至つた場合、当該候補者個人の得票を参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることによつて当該議員所属の政党等の名簿に従ひ、繰上げ当選決定行為を行うことは、憲法第四十三条に反することになるのではないか。反しないとするならば、その根拠を示されたい。

四 当選人となつた参議院名簿登載者が、自発的に議員辞職を行った場合、当該候補者個人の得票を参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることによつて当該議員所属の政党等の名簿に従ひ、繰上げ当選決定行為を行うことは、憲法第四十三条に違反することにならないか。ならないとすれば、その根拠を示されたい。

五 参議院名簿届出政党等が除籍処分を行うなどによつて、当選人となつた参議院名簿登載者の党籍を失わせることは、憲法第四十三条に違反することにならないか。ならないとすれば、その根拠を示されたい。

六 参議院名簿届出政党等が除籍処分を行うなど

によつて、当選人となつた参議院名簿登載者の党籍を失つた場合、その候補者個人の得票を参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることによつて当該議員所属の政党等の名簿に従ひ、繰上げ当選決定行為を行うことは、憲法第四十三条に違反することにならないか。ならないとすれば、その根拠を示されたい。

七 当選人となつた参議院名簿登載者が、自発的に党籍を変更し、あるいは党籍を離れる行為は、憲法第四十三条に照らして許されるか。許されるとすれば、その根拠を示されたい。

八 当選人となつた参議院名簿登載者が、自発的に党籍を変更し、あるいは党籍を離れた場合、当該候補者個人の得票を参議院名簿届出政党等の得票と読み替へることによつて当該議員所属の政党等の名簿に従ひ、繰上げ当選決定行為を行うことは、憲法第四十三条に違反することにならないか。ならないとすれば、その根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五〇第一八号
平成十二年十月三十一日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山花郁夫君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山花郁夫君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねにある法律案は、参議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、この法律を誠実に執行するのが政府に課せられた責務であることから、

政府としてはお尋ねの憲法適合性についてお答えする立場にない。

五及び七について

参議院名簿届出政党等が除籍処分を行うなどによつて当選人となつた参議院名簿登載者の党籍を失つたこと又は当選人となつた参議院名簿登載者が自発的に党籍を変更し、若しくは党籍を離れることは、そのこと自体によつては、憲法第四十三条との関係で問題を生じることはないと考へる。

なお、憲法第二十一条第一項は、国民に対し結社の自由を保障しており、また、最高裁判所は「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当と」とすると判示している(昭和六十二年十二月二十日同裁判所第三小法廷判決)。

六及び八について

参議院名簿届出政党等が除籍処分を行うなどによつて当選人となつた参議院名簿登載者の党籍を失つた場合又は当選人となつた参議院名簿登載者が自発的に党籍を変更し、若しくは党籍を離れた場合、お尋ねにある法律案の成立に伴う改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)においても、そのこと自体によつては、繰上補充が行われることはない。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年十月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

項」を「第四十九条第二項」に改め、第三章の二

中同条を第五十条とし、同条の次に次の一章を加える。

第五章 業務提供誘引販売取引

(定義)

第五十一条 この章並びに第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売取引」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章において「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章において「業務提供利益」という。）を收受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。

2 この章において「取引料」とは、取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問はず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(禁止行為)

第五十二条 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売取引に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う

個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
- 四 その業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売取引に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第五十三条 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売取引に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 その業務提供誘引販売取引に関して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件
- 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(誇大広告等の禁止)

第五十四条 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益その他の経済産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第五十五条 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その業務提供誘引販売取引に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、経済産業省令で定めるところにより、その業務提供誘引販売取引の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 業務提供誘引販売取引を行う者は、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその業務提供誘引販売取引に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるとき

は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項
- 三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 四 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(指示)

第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売取引を行う者が第五十二条から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に對し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提

三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘すること。

四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。

(業務提供誘引販売取引の停止等)

第五十七條 主務大臣は、業務提供誘引販売営業を行う者が第五十二條から第五十五條までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売営業を行う者が同条の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売営業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売営業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務提供誘引販売取引における契約の解除)
第五十八条 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既になされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

第十七条の十第一項中「第十七条の三第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同条第二項第一号口及び第二号中「第十七条の二第二項」を「第四十一條第二項」に改め、同条第三項中「第十七条の三第三項」を「第四十二條第三項」に改め、同条を第四十九條とする。

第十七条の九第一項及び第二項ただし書中「第十七条の三第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条を第四十八条とする。

第十七条の八第一項中「第十七条の三から第十七条の六まで」を「第四十二條から第四十五條まで」に改め、同條を第四十七條とする。

第十七条の七中「第十七条の三」を「第四十二
条」に改め、同条を第四十六条とする。

第十七条の六を第四十五条とし、第十七条の

第十七条の四の見出しを「誇大広告等の禁止」に改め、同条を第四十三条とする。

第十七条の第三項第五号中「第十七条の九
第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同項第
六号中「第十七条の十第一項」を「第四十九条第
一項」に改め、同条第三項第五号中「第十七条の
九第二項」を「第四十八条第一項」に改め、同項
第六号中「第十七条の十第三項」を「第四十九条
第三項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十七条の二第一項中「並びに第十八条の二、第十八条の三及び第二十一条」を削り、同条第二項中「第二十一条を」第六十七条第一項に改め、同条を第四十一条とする。

「第三章の二 特定継続的役務提供」を「第四章 特定継続的役務提供」に改める。

第十七条第一項中「第十四条第二項」を「第三十七條第二項」に改め、「第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる」を削り、第三章中同条を第四十条とする。

第十六条第一項中「第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは第十四条」を「第三十四条第一項若しくは第三項若しくは第三十五条から第三十七条まで」に、「若しくは勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項」を「若しくは勧誘

者が第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五
 条若しくは第三十六条に、「第十二条第一項
 若しくは第三項若しくは第十四条を」第三十四
 条第一項若しくは第三項若しくは第三十五条か

ら第三十七条まで」に、「第十二条第二項若しくは第三項若しくは第十四条を」第三十四条第一項若しくは第三項若しくは第三十五条から第三十七条まで」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条中「第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは前条」を「第三十四条第一

項若しくは第三項若しくは前三条に、「若しくは勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項を」若しくは勧誘者が第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五条若しくは第三十六条に、「第十二条第一項若しくは第三項若しくは前条」を、「第三十四条第一項若しくは第三項若しくは前三条に」、「第十二条第二項若しくは第三項若しくは前条」を、「第三十四条第二項若しくは第三項若しくは前条」に改め、同条第二号中「限る」の下に。次号において同じを加え、同条第三号中「その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。」を削り、同条を第三十八条とする。

第十四条第一項及び第二項第三号中「において条件とされる」を「に伴う」に改め、同項第四号中「第十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第十三条中「統括者は、その」を「統括者 勸誘者又は連鎖販売業を行う者は、その統括者の」に改め、同条第二号中「において条件とされる」を「に伴う」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 その連鎖販売業に係る特定利益について
 広告をするときは、その計算の方法
 第十三条を第三十五条とし、同条の次に次の
 条を加える。

(誇大広告等の禁止)

第三十六条 統括者、勧誘者又は連鎖販売業者を行う者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、その連鎖販売業に係る商品の施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。の性能若しくは品質又は施設を利用し若く

しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担、当該連鎖販売業に係る特定利益その他の経済産業省令で定める事項について、著しく事実上相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十二条第一項第二号中「において条件とされるを」に伴うに改め、同項第三号中「第十七条第一項を」第四十条第一項に改め、同条第二項中「第十四条及び第十七条を」第三十七条及び第四十条に改め、同条を第三十四条とする。

第十一条第一項中「第二十条の二第一項及び第二十一条を」第六十六条第一項及び第六十七条第一項に改め、「一部をいうの下に」。以下この章において同じを加え、「で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ」をいう。以下この章において同じに、「をすること」を条件とするを伴うに改め、同条第二項中「第二十条の二第一項及び第二十一条を」第六十六条第一項及び第六十七条第一項に改め、「連鎖販売業に関する広告を自己の名において行い」を削り、同条を第三十三条とする。

第二章第五節中第十条の七を第三十二条とし、第十条の六を第三十一条とし、第十条の五を第三十条とし、第十条の四を第二十九条とし、第十条の三を第二十八条とし、第十条の二を第二十七条とする。

第十条第二項中「第七条を」第十条に改め、同条第三項中「第九条の六、第九条の七及び第九条の九を」第十八条、第十九条及び第二十一条に改め、同条第四項中「第七条を」第十条に、「第十七条の十一を」第五十条第二項に改め、同条第五項中「第八条及び第九条を」第十

一条及び第十三条に改め、同条第六項中「第九条の八を」第二十条に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の十三中「第九条の七第一項各号の一に」を「第十九条第一項各号のいずれかに」に改め、第二章第四節中同条を第二十五条とする。

第九条の十二第一項第一号中「第九条の七を」第十九条に、「第九条の六を」第十八条に改め、同項第二号中「第九条の六又は第九条の七」を「第十八条又は第十九条」に改め、同項第三号中「第九条の七第二項を」第十九条第二項に改め、同条を第二十四条とする。

第九条の十一第一項中「第九条の四から第九条の九まで」を「第十六条から第二十一条まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第九条の十中「第九条の四を」第十六条に改め、同条を第二十一条とする。

第九条の九を第二十一条とし、第九条の八を第二十条とする。

第九条の七第一項中「一にを」いずれかにに改め、同条を第十九条とする。

第九条の六第四号中「第九条の十二第一項を」第二十四条第一項に改め、同条を第十八条とする。

第九条の五を第十七条とし、第九条の四を第十六条とする。

第九条の三第一項中「第八条から第九条まで」を「第十一条から第十三条まで」に改め、第二章第三節中同条を第十五条とする。

第九条の二中「違反したを」違反し、又は顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるものをしたに改め、同条を第十四条とする。

第九条を第十三条とし、第八条の二を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条中「一にを」いずれかにに改め、第二章第二節中同条を第十条とする。

第六条を第九条とする。

第五条の四第一項中「第五条の二を」第六条に改め、同条を第八条とする。

第五条の三を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

(割賦販売法の一部改正)

第二条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「提示して」を「提示し若しくは通知して」に改め、「物」の下に「又は番号、記号その他の符号を」、「交付し」の下に「又は付与し」を加え、「提示を」を提示若しくは通知をに改め、同条第二項第二号中「交付し」の下に「又は付与し」を加え、「提示して」を「提示し若しくは通知して」に、「提示を」を提示若しくは通知をに改め、同条第三項第一号中「提示して」を「提示し若しくは通知して」に改め、「物」の下に「又は番号、記号その他の符号を」、「交付し」の下に「又は付与し」を加え、同項第三号中「交付し」の下に「又は付与し」を加え、「提示して」を「提示し若しくは通知して」に改め

第三条第一項中「交付し」の下に「又は付与し」を、「提示」の下に「若しくは通知」を加え、同条第二項中「交付し」を「交付し又は付与し」に改め、「提示」の下に「若しくは通知」を加え、「交付する」を「交付し又は付与する」に改め、同条第三項中「交付する」を「交付し又は付与する」に改める。

第四条の二第二項中「販売する契約」の下に「(業務提供誘引販売個人契約(特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ)を除く)を加える。

第四条の三第八項中「申込者等を」申込者等」に、「又は訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)を、特定商取引に関する法律」に、「第六条第一項を」第九条第一項に、「並びに同法第十七条の二第二項を」同法第四十一条第二項に、「及び同法第十七条の九第二項を」並びに同法第四十八条第二項に、「申込みについてはを」申込み又は業務提供誘引販売個人契約若しくはその申込みについてはに改める。

第五条第三項中「契約の下に(業務提供誘引販売個人契約を除く)」を加える。

第六条第一項第四号及び第六号中「訪問販売等に関する法律第十七条の二第二項を」特定商取引に関する法律第四十一条第二項に、「第七條の十第一項を」第四十九条第一項に改める。

第八条中「この章の規定の下に(第七号(業務提供誘引販売個人契約に係る部分に限る)にあつては、第四条の三の規定を除く)」を加え、同条第七号中「提供する契約」の下に「(業務提供誘引販売個人契約を除く)」を加える。

第二十九条の二第一項中「交付し」の下に「又は付与し」を、「提示」の下に「若しくは通知」を加え、同条第二項中「交付し」を「交付し又は付与し」に改め、「提示」の下に「若しくは通知」を加え、「交付する」を「交付し又は付与する」に改め、同条第三項中「交付する」を「交付し又は付与する」に改める。

第三十条第一項及び第三項中「交付する」を「交付し又は付与する」に改める。

第三十条の四第四項第二号中「係るもの」の下

に「(業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。)」を加える。

第三十四条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第一項中「交付して」を「交付し又は付与して」に改める。

第三十五条の三中「交付した」を「交付し又は付与した」に改める。

第三十六条中「第二十九条の四」を「第二十九条の四第一項」に改める。

第三十七条から第四十二条までを削る。

第四十二条の二中「証券等をいう」を「証券等のうち、証券その他の物をいう」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十二条の三を第三十八条とし、第四十二条の四を第三十九条とし、第四十三条を第四十条とし、第四十四条を第四十一条とし、第四十五条を第四十二条とし、第四十五条の二を第四十三条とする。

第四十六条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条の二を第四十五条とし、第四十六条の三を第四十六条とする。

第四十九条中「一」を「いずれかに」に改める。

第五十条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第四十二条の二」を「第三十七条」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「一」を「いずれかに」に改める。

第五十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十九条の四」を「第二十九条の四第一項」に改め、同条第四号中「第四十三条」を「第四十条」に改め、同条第五号中「第四十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十四条中「前五条」を「第四十九条から前

条まで」に改める。

第五十五条中「一」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年八月一日から施行する。

(訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第三十七条第二項及び第四十条の規定は、この法律の施行後に特定商取引法第三十三条第一項に規定する連鎖販売を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の訪問販売等に関する法律第十一条第一項に規定する連鎖販売を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。

2 特定商取引法第五十五条第二項及び第五十八条の規定は、この法律の施行前に特定商取引法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という。)

第四条の二(新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。)

の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで、第二条の規定による改正前の割賦販売法(以下この条において「旧割賦販売法」という。)第二十一条に規定

する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法(次項において「割賦販売等」という。)により指定商品販売する特定契約(特定商取引法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に相当する事業に関して提供され、又はあっせんされる業務を事業所その他これに類似する施設により行ないで個人との契約をいう。以下この条において同じ。)に係るものについては、適用しない。

2 新割賦販売法第五十条(新割賦販売法第三十条の六において準用する場合を含む。)

の規定は、この法律の施行前に締結した特定契約で、割賦販売等の方法により指定商品販売するものについては、適用しない。

3 新割賦販売法第八十条(新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。)

の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦販売法第二十一条第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

5 新割賦販売法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦

販売法第二条第三項各号に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十一条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第六条 政府は、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第七条 経済産業省設置法平成十一年法律第九十九号の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「及び特定継続的役務提供を、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引」に改める。

第八条第一項中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改める。

理 由

最近の商取引の現状にかんがみ、訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、業務提供誘引販売取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関する規制の強化等の措置を講ずるとともに、割賦販売法に

において業務提供誘引販売取引に係る割賦販売等に関し割賦購入あつせん業者に対する抗弁を認める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の商取引の現状にかんがみ、訪問販売等に関する法律において、取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、業務提供誘引販売取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関し規制の強化等を行うとともに、割賦販売法において、業務提供誘引販売取引に係る割賦販売等に関し割賦購入あつせん業者に対する抗弁を認める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 訪問販売等に関する法律の一部改正

(一) 法律の題名を「特定商取引に関する法律」に改める。

(二) いわゆる内職・モニター商法を業務提供誘引販売業と規定し、物品の販売又は有償で行う役務の提供等の事業であつて、商品又は提供される役務を利用する業務(商品の販売又は役務の提供等を行う者が自ら提供等を行うものに限る。)に従事することにより利益を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と特定負担を伴う商品の販売又は役務の提供等に係る取引をするものをいうこととする。

(三) 業務提供誘引販売取引について、契約の勧誘等に当たつての不実告知及び威迫困惑行為の禁止、広告に関する表示義務、誇大

広告等の禁止、契約締結時における書面の交付義務等に関する規定を設け、違反行為等に対し主務大臣は必要な措置についての指示又は取引停止命令等を行うことができる。とするとともに、契約の相手方は、契約締結時の書面を受領した日から起算して二十日を経過したときを除き、契約の解除を行うことができるものとする。

(四) 連鎖販売取引について、脱法行為防止のため、定義を変更し特定負担の金額基準を撤廃するとともに、広告規制の対象者を勧誘者又は連鎖販売業を行う者にも拡大し、誇大広告等を禁止する。

(五) 通信販売について、主務大臣の販売業者等に対する指示対象に、顧客の意に反した契約の申込みをさせようとする行為をした場合を追加する。

2 割賦販売法の一部改正

(一) 割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あつせんに係る証券等の定義に、「番号、記号その他の符号」を追加する。

(二) 業務提供誘引販売取引に係る割賦販売等に関し、書面の交付及び割賦販売業者等の契約の解除等の制限の規定を適用するとともに、割賦購入あつせん業者に対する抗弁を認めるものとする。

3 その他

この法律は平成十三年六月一日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の規定を定める。

二 議案の可決理由

本案は、取引の公正及び消費者の利益の保護を更に図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十二年十一月一日

商工委員長 古屋 圭司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 業務提供誘引販売取引に関する規定の適用を受ける個人との契約に該当するか否かの判断に当たつては、実質的な消費者を幅広く保護するとの観点から、近時の在宅就業等の実態に即した柔軟な判断を行うこと。

二 通信販売において顧客の意思に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為に対しては、今改正の趣旨に則り、主務大臣による指示を機動的に発動するとともに、消費者に混乱を惹起させる懸念のある画面表示について、インターネットサーフェイの充実強化等により、一層の改善が図られるよう努めること。

一方、将来における本法の運用がITの進展に伴う新業態の創出や新規創業等、健全な事業の発展を阻害するような過剰な規制にならないよう十分に配慮すること。

三 電子商取引の更なる普及拡大が予測されることから、実態の把握に遺漏なきを期すほか、産業界との連携を図りつつ、企業活動のガイドライン策定等の自主的対応やオンライン・トラス・マーク制度の適切な運用が図られるよう支援するとともに、電子商取引の対象が、コンピュータ・プログラム、音楽、各種情報等をネット上で提供するなど、多様な商品、サービス等に拡大していることにかんがみ、指定商品及

び役務等の指定追加について、実態に即した適時適切な検討を行うこと。

四 ITの進展に対応した消費者保護の一層の強化のためにも、電子商取引に係る一般的ルールの法制化を速やかに検討すること。

五 業務提供誘引販売取引に関する規制の新設並びに連鎖販売取引の定義の改正及び広告規制の対象者が下位加盟者に拡大されること等について、事業者等に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

六 今改正の内容等について、消費者に十分な周知徹底を図るとともに、悪質な商法による消費者トラブルについて今後も引き続きその実態把握に努め、被害の未然防止に万全を期すること。

また、国と地方自治体との連携体制の一層の強化を図りつつ、地方自治体の消費生活センターについては、消費者窓口としての役割が引き続き重要であることから、その存続維持について適切な配慮を払うとともに、相談員の資質向上及び待遇改善等により、苦情・紛争処理機能の充実強化を図るよう努めること。

七 消費者に対する政府及び事業者からの積極的な情報提供、消費者団体及びNPO等の第三者機関の活用等により、啓発活動を充実するよう努めること。特に、若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校教育、社会教育の一層の充実を図ることにより消費者被害の未然防止に努めること。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

平成十二年九月二十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準		報酬額
	月	額	
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一〇、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三八、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四一、〇〇〇円	四、七三〇円	一四六、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第四級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満

第一六級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第三級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第三級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第四級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第五級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第六級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第七級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第八級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第九級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満

第三十二条第二項中「八月一日」を「七月一日」に、「十月一日」を「九月一日」に、「九月三十日」を「八月三十一日」に改め、同条第三項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「七月一日」を「六月一日」に改め、同条第五項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「八月」を「七月」に改め、同条第六項中「七月一日」を「八月一日」を「六月一日」を「七月一日」に、「八月」を「七月」に改め、同条第十項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第三十三条第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。
第三十八条ノ二 健康保険事業ノ収支ノ均衡セザル健康保険組合ニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ指定ヲ受ケタルモノ(以下指定健康保険組合ト称ス)ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財政ノ健全化ニ関スル計画(以下健全化計画ト称ス)ヲ定メ厚生大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ変更セントストキ亦同ジ

前項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ハ当該承認ニ係ル健全化計画ニ従ヒ其ノ事業ヲ行フベシ

厚生大臣ハ第一項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ノ事業及財産ノ状況ニ依リ其ノ健全化計画ヲ変更スル必要アリト認ムルトキハ当該指定健康保険組合ニ対シ期限ヲ定メテ当該健全化計画ノ変更ヲ求ムルコトヲ得

第三十九条中「組合ノ事業」を「前条第二項ノ規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同条第三項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業」に改める。

第五十八条に次の三項を加える。
第五十八条ノ二 依ル被保険者又ハ第五十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ受クベキ者ニシテ政令ヲ以テ

定ムル要件ニ該当スルモノ(ニ限ル)ガ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)ニ基ク老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齢退職年金給付ト称ス)ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ老齢退職年金給付ノ額(当該老齢退職年金給付ニ以上アルトキハ当該二以上ノ老齢退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

保険者ハ前三項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齢退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(以下年金保険者ト称ス)ニ対シ第二項ノ障害厚生年金若ハ障害基礎年金、第三項ノ障害手当金又ハ前項ノ老齢退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

年金保険者(社会保険庁長官ヲ除ク)ハ前項ノ規定ニ依ル資料ノ提供ノ事務ヲ社会保険庁長官ノ同意ヲ得テ社会保険庁長官ニ委託シテ行ハシムルコトヲ得

第五十九条ノ四ノ二第二項中「影響」の下に「及療養ニ要シタル費用ノ額」を加える。

第六十九条の六第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。

第六十九条の三十一の表第五十四条第二項、第五十八条及び第五十九条の項中「第五十八条及び」を「第五十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに」に改める。

第七十一条ノ三「第七十五条ノ二及第七十六条」を「次条及第七十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条ノ三ノ二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ其ノ使用セラルル事業所ニ於テ為シタル被保険者ニ付当該事業所ノ事業主ガ厚生省令ノ定ムル所ニ依リ保険者ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第七十一条ノ四第六項中「一般保険料率ト介護保険料率トヲ合算シタル率」を「以下保険料率ト称ス」ガを削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テ」に改め、同条第八項中「其ノ保険料率ガ」を削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テ」に改める。

第七十四条を削り、第七十五条を第七十四条とし、第七十五条ノ二中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とし、第七十九条を第七十八条とし、第七十九条ノ二を第七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第七十九条ノ三第一項第一号中「被保険者ノ保険料率」を「被保険者ノ一般保険料率(第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依リ其ノ一般保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ一般保険料率ト本号ニ於テ之ニ同ジト介護保険料率トヲ合算シタル率)」に改め、「第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依リ其ノ一般保険料率ガ

変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ一般保険料率」を削る。

第八十七条第四号中「第七十七条本文」を「第七十六条本文」に改める。

附則第三條第一項中「第七十九条ノ二」を「第七十九条」に改め、同条第二項中「第七十一条ノ三」を「第七十一条ノ三及第七十一条ノ二」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条ノ二ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付之ヲ準用ス

附則第四條第二項中「第七十八条第三項」を「第七十七条第三項」に改める。

附則第五條第一項中「第七十五条、第七十五条ノ二、第七十六条乃至第七十九条ノ二」を「第七十四条乃至第七十九条」に改め、同条第四項中「第七十五条」を「第七十四条」に改める。

附則第六條中「第七十七条本文、第七十九条」を「第七十六条本文、第七十八条」に改める。

附則第八條第六項中「組合ノ事業」を「前条第二項ノ規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同条第三項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業」に改め、同条第七項中「第七十二条、第七十五条」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条、第七十四条」に、「乃至第七十八条」を「及第七十七条」に改め、同条に次の二項を加える。

一般保険料率ト第四項ニ規定スル調整保険料率トヲ合算シタル率ノ変更ノ生ゼザル一般保険料率ノ変更ノ決定ハ第七十一条ノ四第九項ノ規定ニ拘ラス同項ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

前項ノ規定ニ依ル決定ヲ為シタルトキハ当該変更後ノ一般保険料率ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ

附則第九條第四項中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同条第六項中「第七十二条」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条」に、「第七十七条、第七十九条第一項、第七十九条ノ二」

を「第七十八條第一項、第七十九條に改める。
附則第十二條中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を削る。

附則第十三條第一項中「六十五歳未満ノ」を削り、同条第二項中「トシ前項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト爲シタル健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ第四十項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「介護保険第二号被保険者タル被保険者」トアルハ「介護保険第二号被保険者タル被保険者及附則第十三條第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト爲サレタル同項ニ規定スル特定被保険者」を削り、同条に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト爲シタル健康保険組合ノ第七十一條ノ第四十項ニ規定スル介護保険料率ノ算定ノ特別ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
附則第十四條第四項中「承認健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ第四十項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガトアルハ「一般保険料率ハ」トアルヨウ」トアルハ「於テ」トシを削り、「第七十五條を」第七十四條に改める。

(老人保健法の一部改正)

第二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 削除」を削り、「第五節を」第四節に、「第六節を」第五節に、「第七節研究開発の推進」第四十六條の八を「第六節高額医療費の支給(第四十六條の八・第四十六條研究開発の推進(第四十六條の十一・第四十六條の九)に改め、「第三章の二 削除」を削り、「第三章の三を」第三章の二に改める。
第十二條中第五号の四を削り、第五号の五を第五号の四とし、第五号の六を第五号の五と

し、同号の次に次の一号を加える。

五の六 高額医療費の支給
第十七條の四を削り、第十七條の五を第十七條の四とし、第十七條の六を第十七條の五とし、同条の次に次の一條を加える。
(高額医療費の支給)

第十七條の六 高額医療費は、第四十六條の八の規定により支給する給付とする。
第二十條中「及び移送費の支給」を、「移送費の支給及び高額医療費の支給」に改める。

第二十八條第一項中「(薬局を除く。以下この項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ)」を削り、「次の各号の区分に従い、当該各号に規定する」を「当該医療につき第三十條第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の百分の十に相当する」に改め、各号を削る。
第二十八條第二項から第五項までを次のように改める。

2 医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った前項の一部負担金の額(選定療養(食事療養を除く。)に係る第三十一條の三第二項第一号に規定する特定療養費算定額から当該選定療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を含む。)の合計額が政令で定める額に達するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

3 医療を受ける者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について第十七條第一項第五号に掲げる給付(当該給付に伴う同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる給付を含む。以下この条において「入院給付」という。)及びそれ以外の給付を受けた場合は、前項の規定の適用については、当該入院給付及びそれ以外の給付は、それぞれ別個の保険医療機関

関等について受けたものとみなす。

4 第二項の政令で定める額は、次に掲げる一部負担金の区分に応じて定めるものとする。
一 保険医療機関等(次号の病院を除く。)について第十七條第一項第一号から第四号までに掲げる給付(同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。)を受けた場合に支払う一部負担金
二 政令で定める数以上の病床を有する病院について外来給付を受けた場合に支払う一部負担金

三 入院給付を受けた場合に支払う一部負担金
金
5 第二十五條第三項第一号の診療所であつて厚生省令で定めるところにより都道府県知事に届け出たもの(以下「届出保険医療機関」という。)について外来給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、届出保険医療機関ごとに一日につき八百円(第二十八條の三第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額)とする。

第二十八條第六項中「第十七條第一項第五号に掲げる給付」を「入院給付」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「保険医療機関等」を「届出保険医療機関」に、「第一項第一号」を「前項」に、「同号」を「同項」に、「において医療」を「において外来給付」に改める。
第二十八條第七項を次のように改める。

7 医療を受ける者が届出保険医療機関の保険医等から交付された処方せんにより薬局である保険医療機関等について薬剤の支給を受けるときその他政令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、支払うことを要しない。
第二十八條第八項及び第九項を削り、同条第十項中「保険医療機関等」を「届出保険医療機関」

に、「第一項第一号」を「第五項」に、「同号」を「同項」に、「当該給付」を「当該外来給付」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 届出保険医療機関は、医療を受ける者(入院給付を受ける者を除く。)から支払を受ける一部負担金について、第一項の一部負担金に係る算定方法によることとしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第二十八條第十一項中「第一項第一号、第六項及び前項」を「第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。
第二十八條の二の見出し中「一部負担金」を「第二十八條第五項の一部負担金」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第二十八條第五項」に、「平成十年度」を「平成十三年度」に、「五百円」を「八百円」に、「第十七條第一項第一号から第四号までに掲げる給付(当該給付に伴う同項第六号に掲げる給付を含む。同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付(外来給付に伴う第十七條第一項第六号に掲げる給付を含む)」に、「平成七年度」を「平成十年度」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十八條の三とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。
2 前項の規定は、前条第十二項の規定により

一部負担金の減額又は免除が行われた場合における一部負担金の支払について準用する。
第二十九条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するものは、保険医療機関等の医療に関する費用の請求に関して必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の二第十項中「及び第三項を」から第四項まで「に改める。

第三十一条の三第二項第一号中「とする。ただし、を」(届出保険医療機関について)に、「第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる給付を」外來給付に、「に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。」を「については、特定療養費算定額」に改め、同条第九項及び第十項中「及び第三項を」から第四項まで「に改め、同条に次の一項を加える。

11 第二十八条の二の規定は、第四項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

第三十二条第一項第三号中「認めるとき」の下に「その他これに準ずる場合として政令で定めるとき」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第三章第四節の節名を削る。

第四十六条の五の二第四項中「第二十八条第一項第二号の一部負担金の額を」第二十八条の規定による一部負担金の算定方法に、「定める額を」定める算定方法により算定した額に改め、同条第十一項中「ほか」の下に「第四項の厚生大臣が定める算定方法の適用及び」を加え、「厚生省令」を「政令」に改める。

第三章中第五節を第四節とし、第六節を第五節とする。

第三章の二の章名を削る。

第四十六条の九から第四十六条の十七までを次のように改める。

第四十六条の十一から第四十六条の十七まで削除

第四十六条の八を第四十六条の十とする。
第三章第七節の前に次の一節を加える。

第六節 高額医療費の支給
(高額医療費の支給)

第四十六条の八 市町村長は、医療につき支払われた第二十八条に規定する一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。以下この条において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その医療又はその特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給を受けた老人医療受給対象者に対し、高額医療費を支給する。

2 高額医療費の支給要件、支給額その他高額医療費の支給に關して必要な事項は、療養に必要な費用の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(準用)

第四十六条の九 第三十四条から第四十六条まで及び第四十六条の五の七の規定は、高額医療費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關して必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十三条の二中「第四十六条の五の八」の下に「及び第四十六条の九」を加える。

第八十三条の四第一項中「第二十八条第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項を」第二十八条第十一項及び第十二項に、「第二項、第四項及び第五項を」及び第二項に、「及び第四十六条の七を」、第四十六条の七及び第四十六条の九に改め、「第四十六条の六」の下

に、「第四十六条の八第一項」を加え、同条第二項中「第二十七条第一項及び第二項」の下に「第二十八条第五項及び第九項を」、「第四十六条の七」の下に「及び第四十六条の九」を加える。

第三章の三を第三章の二とする。
(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項中「平成十二年度までの」きるだけ早い時期に、医療保険制度等について

抜本的な改革を行うための検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずる」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)附則第三條に規定する所要の措置が講ぜられる」に改める。

附則第九條中附則第十三項を「附則第十二項に、「附則第十四項を」附則第十三項に、「附則第十五項及び第十六項を」附則第十四項及び第十五項に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

標	等 級	準 則		報 酬 月 額
		月 額	日 額	
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満	
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満	
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一〇、〇〇〇円未満	
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満	
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二六、〇〇〇円以上 一二六、〇〇〇円未満	
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三八、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満	
第七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一四六、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満	
第八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円以上 一五〇、〇〇〇円未満	
第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一六〇、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満	
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一七〇、〇〇〇円以上 一七〇、〇〇〇円未満	

第一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一九五、〇〇〇円以上
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	二〇五、〇〇〇円以上
第四級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二二五、〇〇〇円以上
第五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上
第六級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第七級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二九〇、〇〇〇円以上
第八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円以上
第九級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第一〇級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第二級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上
第三級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三九〇、〇〇〇円以上
第四級	四〇〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円以上
第五級	四二〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四三〇、〇〇〇円以上
第六級	四四〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円以上
第七級	四六〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四七〇、〇〇〇円以上
第八級	四八〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	四九〇、〇〇〇円以上
第九級	五〇〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一〇、〇〇〇円以上
第二〇級	五二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円以上
第二一級	五四〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五五〇、〇〇〇円以上
第二二級	五六〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円以上
第二三級	五八〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円以上
第二四級	六〇〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六一〇、〇〇〇円以上

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六三〇、〇〇〇円以上
第三一級	六四〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円以上
第三二級	六六〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六七〇、〇〇〇円以上
第三三級	六八〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円以上
第三四級	七〇〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	七一〇、〇〇〇円以上

第四條第六項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。
 第十五條第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第二百二十八号」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第五百二十二号」を加える。
 第二十九條第二項各号中「次項を」第四項に改める。
 第三十條ノ二に次の二項を加える。
 職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリシ者ガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保險法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)ニ基ク老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齡退職年金給付ト称ス)ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齡退職年金給付ノ額(当該老齡退職年金給付ニ以上アルトキハ当該一以上ノ老齡退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス
 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者社会保険

庁長官ヲ除クニ対シ同項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得
 第三十一條ノ六第二項中「影響」の下に「及療養ニ要シタル費用ノ額」を加える。
 第五十九條第九項中「疾病調整率(千分ノ二十九カラ介護保険料率ヲ減シタル率ヲ謂フ)」を「千分ノ二十九」に改める。
 第五十九條ノ三に次の一條を加える。
 第五十九條ノ四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ニ付船舶所有者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ
 第六十條ノ二を削る。
 第六十一條の次に次の一條を加える。
 第六十一條ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確定ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

(国民健康保険法の一部改正)

第五十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七條の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額を加える」。

第五十九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七十條第三項第二号ロ中「第五十六條第三項」を「第五十六條第二項」に改める。

第七十三條の次に次の一条を加える。

(資料の提供等)

第七十三條の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

第七十六條の二の見出し中「介護保険施設等」に「入所又は入院」を「病院等」に入院又は入所に改め、同条第二項を次のように改める。

病院、診療所若しくは介護保険法第七條第十九項に規定する介護保険施設に入院若しくは入所をしたことにより、又は次の各号に掲げる施設に入所(当該各号に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該各号に定める措置がとられた場合に限る。以下この項において「措置入所」という。)をしたことにより、当該病院、診療所若しくは介護保険施設又は当該各号に掲げる施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院若しくは入所又は措置入所以下この条において「入院等」という。)をした際には、市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していた

と認められるものは、第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしていない病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていない病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設 同法第二十七條第一項第三号又は同法第二十七條の二の規定による入所措置

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設 同法第十八條第四項第三号の規定による入所措置

三 知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第五條に規定する知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七條第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 知的障害者福祉法第十六條第一項第二号の規定による入所措置

四 老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十條の四又は第二十條の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム 同法第十一條第一項第一号又は同項第二号の規定による入所措置

第七十六條の二第二項中「特定継続入所等被保険者」を「特定継続入院等被保険者」に改め、同項第一号中「継続して入所又は措置入所等」を「継続して入院等」に、「介護保険施設等」のそれ

ぞれに入所又は措置入所等」を「病院等のそれぞれに入院等」に、「それぞれの介護保険施設等」を「それぞれの病院等」に、「介護保険施設等」のうち最初の介護保険施設等に入所又は措置入所等」を「病院等のうち最初の病院等」に、「現入所施設等」を「現入院病院等」に改め、同項第二号中「継続して入所又は措置入所等」を「継続して入院等」に、「介護保険施設等」のうち一の介護保険施設等」を「病院等のうち一の病院等」に、「介護保険施設等に入所又は措置入所等」を「病院等」に、「継続入所等」を「継続入院等」に、「当該一の介護保険施設等」を「当該一の病院等」に、「継続入所等」を「継続入院等」に、「当該他の介護保険施設等」を「当該他の病院等」に、「継続入所等」を「継続入院等」に、「現入所施設等」を「現入院病院等」に改め、同条第三項中「入所又は措置入所等」を「入院等」に、「介護保険施設等」を「病院等」に改める。

附則第十二項中「平成十二年度までのできるだけ早い時期に、医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずる」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第一号)附則第二條に規定する所要の措置が講ぜられる」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第六條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百一十條第一項、第二百一十條及び第二百一十條第三項中「世帯主」の下に「その他その世帯に属する者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中健康保険法第五十八條に三項を加

える改正規定、同法第六十九條の三十一の改正規定及び同法附則第十二條の改正規定、第四條中船員保険法第三十條ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九條中国公務員共済組合法第六十六條の改正規定及び同法第七十四條第二項の改正規定、附則第二十一條中地方公務員共済組合法第六十八條の改正規定及び同法第七十六條第二項の改正規定並びに附則第二十三條中私立学校教職員共済法第二十五條の改正規定 平成十三年四月一日

二 第一條中健康保険法第三條第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三條ノ二第一項の改正規定、同法第六十九條の六第二項の改正規定並びに同法附則第九條第四項の改正規定(十月三十一日)を「九月三十日」に改める部分に限る。、第四條中船員保険法第四條第六項の改正規定並びに附則第五條の規定 平成十五年四月一日

(薬剤一部負担金の廃止)

第二條 健康保険法第四十三條ノ八第二項に規定する一部負担金、船員保険法第二十八條ノ三第二項に規定する一部負担金及び国民健康保険法第四十二條第二項に規定する一部負担金(以下「薬剤一部負担金」という。)については、平成十四年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止するものとする。

(医療保険制度等の抜本改革)

第三條 医療保険制度等については、平成十二年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成十三年一月一日前に健康保険の被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

第五条 平成十五年四月一日前に第一条の規定による改正前の健康保険法(以下「旧健保法」という。)第三条第二項から第四項までの規定により決定され、又は改定された同年三月三十一日における標準報酬は、同年八月三十一日までの標準報酬とする。

第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十三年一月一日前に、旧健保法第七十六条の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があつたもの

とみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十一条ノ三ノ二(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)及び附則第三条第二項の規定を適用する。

第八条 健康保険の保険者は、健康保険法第七十一条ノ四第十項及び附則第十四条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(政府の管掌する健康保険においては、その額から健康保険法第七十条ノ三第二項の規定による国庫補助額を控除した額)の合計額とが等しくなるように介護保険料率又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 平成十三年一月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬を改定する。

第十一条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
第十二条 平成十三年一月一日前に第四条の規定による改正前の船員保険法第六十条ノ二の規定

に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、第四条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る船員保険の保険料について、同条の規定を適用する。

第十三条 社会保険庁長官は、船員保険法第五十九条ノ二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における船員保険を管掌する政府の介護保険料額の総額の合計額と政府が介護保険法の規定により納付すべき納付金の額の合計額とが等しくなるように介護保険料率を定めることができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法第五十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

第十六条 第五条の規定による改正後の国民健康保険法第六十六条の二第一項及び第二項の規定は、病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)に入院したため施行日以後に一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該病院等に入院した際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止)
第十七条 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律(平成十二年法律第十五号)は、廃止する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第十八条 施行日前に行われた薬剤の支給に係る前条の規定による廃止前の老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律第一項の規定による臨時老人薬剤費特別給付金の支給については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。
第六十六条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定

した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に
関する処分に必要があると認めるとき
は、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎
年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老
齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金
給付の支払をする者(次項において「年金保険
者」という。)に対し、必要な資料の提供を求
めることができる。

8 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、
社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定に
よる資料の提供の事務を社会保険庁長官に委
託することができる。

第七十四条第二項中(昭和三十七年法律第百
五十二号)を削る。

第二百一条第一項中(長期給付に係るものに限
る。)を削る。

附則第十四条の二第二項中「六十五歳未満で
あり、かつ、」を削り、同条第二項中「六十五歳
未満の」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)

第二十条 施行日前に行われた診療、手当又は薬
剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定に
よる高額療養費の支給については、なお従前の
例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組
合法第二百一条の規定は、平成十三年一月以後の
月分の国又は職員団体の負担すべき金額につ
いて適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負
担すべき金額については、なお従前の例によ
る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第百五十二号)の一部を次のように改
正する。

第六十二条の二第二項中「影響」の下に「及び
療養に要した費用の額」を加える。

第六十八条中第六項を第八項とし、第五項の
次に次の二項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に
該当する者に支給するものに限る。)は、この
法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年
法律第百二十八号)、私立学校教職員共済
法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十
三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は
国民年金法による退職又は老齢を給付事由と
する年金である給付その他の退職又は老齢を
給付事由とする年金である給付であつて政令
で定めるもの(以下この項及び次項において
「退職老齢年金給付」という。)の支給を受ける
ことができるときは、支給しない。ただし、
その支給を受けることができる退職老齢年金
給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あ
るときは、当該二以上の退職老齢年金給付の
額を合算した額)を基準として総務省令で定
めるところにより算定した額が、当該退職老
齢年金給付の支給を受けることができないと
したならば支給されることとなる傷病手当金
の額より少ないときは、当該傷病手当金の額
から当該総務省令で定めるところにより算定
した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に
関する処分に必要があると認めるとき
は、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎
年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老
齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金
給付の支払をする者に対し、必要な資料の提
供を求めることができる。

第七十六条第二項中(昭和三十三年法律第百
二十八号)を削る。

第二百一十六条第一項中(長期給付に係るものに
限る。)を削る。

附則第三十一条の二第二項中「六十五歳未満
の」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経
過措置)

第二十一条 施行日前に行われた診療、手当又は
薬剤の支給に係る地方公務員等共済組合法の規
定による高額療養費の支給については、なお従
前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方公務員等共済
組合法第六十六条の規定は、平成十三年一月以
後の月分の地方公共団体又は職員団体が負担す
る学校法人等をいう。)に対する前条の規定に
よる改正後の私立学校教職員共済法第二十八
条第三項の規定の適用については、同月一日に同
項の規定に基づく申出があったものとみなす。
(地方自治法の一部改正)

第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法(昭和五十七年法律第八
十号)の項第一号中「第二十八条第七項から第九
項まで、第十二項及び第十三項」を「第二十八
条第十一項及び第十二項」に、「第二項、第四項
及び第五項」を「及び第二項」に、「及び第四十六
条の七」を「第四十六條の七及び第四十六條の
九」に改め、「第四十六條の六」の下に、「第四十
六條の八第一項」を加え、同表老人保健法(昭和
五十七年法律第八十号)の項第二号中「第二十七
条第一項及び第二項」の下に、「第二十八條第五
項及び第九項」を、「第四十六條の七」の下に「及
び第四十六條の九」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第二十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百
四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項
地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第百五十二号)、私立学校
教職員共済法
財務省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第六十六条第六項
国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法(昭和三十七年法
律第百五十二号)
文部科学省令

第七十六条第一項第三号中「第七十八条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十七条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条のうち健康保険法第七十一条ノ四第十一項を削る改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第八項第九項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)

第二十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

一 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号)附則第四十条の規定 第五条の規定による改正後の国民健康保険法の規定

二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)附則第二十二條の規定 附則第十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の規定

三 資金運用部資金法等の一部を改正する法律附則第二十五条の規定 附則第二十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費の支給に係る考慮事項の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し、老人に係る一部負担金における定率制の導入及び老人

に係る薬剤一部負担金の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、医療保険制度等の安定的運営を図るため、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し等の措置を講ずるほか、老人に係る薬剤一部負担金の廃止、老人一部負担の見直し等の所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 健康保険法等の一部改正

(一) 高額療養費における自己負担の限度額について、これまでの患者負担が家計に与える影響に加えて、患者が受けた医療サービスの費用も考慮して定めること。

(二) 医療保険料率と介護保険料率を合算した率に適用されている保険料率の上限について、医療保険料率のみに適用すること。

(三) 健康保険組合の円滑な事業運営を図るための所要の改正、傷病手当金の見直し、育児休業期間中の事業主負担分の保険料の免除等の措置を講ずること。

(四) 船員保険法等について、健康保険法に準じた所要の改正を行うこと。

2 老人保健法の一部改正

老人医療の一部負担金について、薬剤一部負担金を廃止するとともに、定額の上限額を設け、過度の負担増とならないよう配慮した上で、定率一割負担制を導入すること。なお、診療所については、定額負担制も選択できることとする。

3 国民健康保険法の一部改正

高額療養費について健康保険法と同様の改正を行うほか、被保険者等が日本国外にある場合についても、療養の給付等の対象に加えること。また、病院等への入院によって他の市町村に転入した者について、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とする。

4 施行期日等

(一) この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成十三年一月一日とすること。

(二) 健康保険法等の薬剤一部負担金については、平成十四年度までに、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置について検討を行った上で、廃止するものとする。

(三) 医療保険制度の改革については、平成十一年度の改正に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うために検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(四) 介護保険料率の設定に関する特例を設けること。

(五) 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律を廃止するほか、その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

医療保険制度等の安定的運営を図るため、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し等の措置を講ずるほか、老人に係る薬剤一部負担金の廃止、老人一部負担の見直し等の所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行により、一月当たり約二百十八億円の支出減となる見込みである。

平成十二年十一月一日

厚生委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

医療法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十二年九月二十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「患者二十人以上の収容施設を二十人以上の患者を入院させるための施設」に改め、同条第二項中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に、「患者十九人以下の収容施設」を「十九人以下の患者を入院させるための施設」に改め、同条第三項を削る。

第二条第二項中「よく、婦」を「よく、婦に」に、「収容施設」を「入所施設」に改める。

第四条第一項第四号中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同項第五号中「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第四条の二第二項第五号中「の収容施設を」を「を入院させるための施設」に改め、同項第七号中「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五条第二項中「その他の帳簿書類を提出させる」を「帳簿書類その他の物件の提出を命ずる」に改める。

第七条第一項中、「第九条」を「から第九条まで」に改め、同条第二項中「療養型病床群を設け

ようとするとき、若しくは病床数、療養型病床群に係る病床数、病床の種類(病院の病床についての精神病床、感染症病床、結核病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。)を、病床数、次の各号に掲げる病床の種類(以下「病床の種類」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症及び同条第七項に規定する新感染症の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

五 一般病床(病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)

第七條第三項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床の」に改める。

他の病床以外の病床を「療養病床等及び精神病床等」に、「場合は第三十條の第三項第一号」を「場合は同号」に、「前条第二項に規定するその他の病床である」を「療養病床等である」に、「療養型病床群に係る病床を」を「療養病床」に、「の数が、第三十條の第三項」を「の当該申請に係る病床の種類に応じた数」に改め、同項に「療養病床等及び一般病床の数が、同条第四項に、「必要病床数」を「当該申請に係る病床の種類に応じた基準病床数」に改め、同項に「療養病床等及び一般病床に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数」に改め、同条第二項中「療養型病床群の」を「療養病床の」に、「療養型病床群に係る病床数」を「療養病床の病床数」に、「前条第二項に規定するその他の病床診療所の療養型病床群に係る病床を含む」を「療養病床及び一般病床」に、「必要病床数」を「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」に改め、同条第四項中「収容定員数」を「入所定員数」に、「前条第二項に規定するその他の病床に係る既存」を「既存の療養病床」に改め、同条第六項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床の」に改める。

第八條の次に次の一条を加える。

第八條の二 病院、診療所又は助産所の開設者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。ただし、前条の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも、同様とする。

第十三條中「収容しない」を「入院させることのない」に改め、同条ただし書中「療養型病床群に収容されている」を「療養病床に入院している」に改める。

第十四條中「よく、婦を収容して」を「よく婦を入所させて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容すべき」を「入院させ、又は入所させるべき」に、「収容する」を「入所させる」に改める。

第十五條の二中「収容」を「入院若しくは入所」に改める。

第十七條中「収容」を「入院又は入所」に改める。

第二十一條第一項ただし書を削り、同項第一号中「療養型病床群を有しない病院にあつては」を「当該病院の有する病床の種類に応じ」に改め、同項中第一号の二及び第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同項第十六号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十七号を同項第十二号とし、同条第二項中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第三項を削る。

第二十二條中「第十四号」を「第九号」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

第二十三條の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合

として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

第二十四條第一項中「前条第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

第二十五條第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、「立入検査の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に、「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に、「呈示を」を「提示に」改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「清潔保持」を「有する人員若しくは清潔保持」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣は、特定機能病院の業務が法令若しくは法令に基づく処分違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることが出来る。

第二十五條第一項中「当該職員」を「当該職員」に、「清潔保持」を「有する人員若しくは清潔保持」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることが出来る。

第二十六條第一項中「第二項」を「第三項」に、

「当該官吏又は吏員を」当該職員に、「又は都道府県知事」を、「都道府県知事」に、「若しくは特別区の区長」を、「又は特別区の区長」に、「官吏又は、厚生労働省」に、「若しくは特別区の吏員」を、「又は特別区の職員」に改める。

第二十七条中「又は収容施設を」患者を入院させるための施設に、「若しくは」を「又は人所施設を有する」に改める。

第二十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正當の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。

第二十九条第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後正當の理由がないのに、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

第二十九条の二中「及び前条第一項を」並びに前条第一項及び第二項に改める。

第三十条中「行わないで」の下に「第二十三条の二、」を加え、「若しくは第二項を」若しくは第三項に改める。

第三十条の三第二項第一号中「及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床を」並びに精神病床、感染症病床及び結核病床に、「療養型病床群に係る病床を」療養病床に改め、同項第二号中「第七条第二項に規定するその他の病床を」療養病床又は一般病床に改める。

平成十二年十一月二日 衆議院会議録第九号

め、同項第三号を次のように改める。

三 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

第三十条の三第二項第四号中「療養型病床群に係る病床の整備の目標を」削り、同条第四項中「設定、」を「設定並びに」に、「必要病床数並びに同項第四号に規定する療養型病床群に係る病床の整備の目標に関する標準を」基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）に改め、同条第五項から第七項までの規定中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

第三十条の七中「療養型病床群の」及び「療養型病床群に係る」を「療養病床の」に改める。

第六十三条第一項中「当該職員を」当該職員に改め、同条第二項中「第二十五条第三項及び第四項を」第二十五条第五項及び第六項に改める。

第六十八条の二第一項中、「当該職員」とあるのは、当該官吏若しくは吏員とを削る。

第六十九条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

第六十九条第二項中「前項第十号及び第十一号」を「前項第九号から第十一号まで」に改める。

第七十一条第一項第五号中「収容施設を」入所施設に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 助産録に係る情報を提供することができる旨

第七十一条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

八号までに改める。

第七十一条の三第一項中「第五条第二項」の下に「第二十三条の二」を加え、「及び第二十五条第一項を」並びに第二十五条第一項及び第二項に改める。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 第五條第二項若しくは第二十五条第二項若しくは第四項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第一項若しくは第三項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医師若しくは助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を正當な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正當な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

第七十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十四条を」第二十三条の二、第二十四条に改める。

第七十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第八条の下に、」第八條の二第二項、第九條を加え、「第十六号」を「第十一号」に改め、「から第四号まで」を削り、同条第二号中「若しくは第二十五条第一項若しくは第二項を」若しくは第二十五条第一項から第四項までに、「又は第二十五条第一項若しくは第二項を」又は同条第一項若しくは第三項に、「当該官吏若しくは吏員を」当該職員に改める。

第七十六条中「一」を「いずれかに」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「医師及び」を「医師法昭和二十三年法律第二百一十一号」第十六條の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了

医師」といふ。）及びに改め、同条第二項中「又は医師を」又は臨床研修修了医師に改める。

第八条中「医師、」を「臨床研修修了医師、」に改める。

第十条第一項中「医師に、」歯科医業を「臨床研修修了医師に、」歯科医業に改め、同条第二項中「医師に、主として」を「臨床研修修了医師に、主として」に改める。

第三十五条第一項第二号中「昭和二十三年法律第二百一十一号」を削る。

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「歯科医師を」歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六條の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」といふ。）に改め、同条第二項中「歯科医師を」臨床研修修了歯科医師に改める。

第八条及び第十條中「歯科医師を」臨床研修修了歯科医師に改める。

第三十五条第一項第二号中「昭和二十三年法律第二百一十一号」を削る。

（医師法の一部改正）

第四條 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項を次のように改める。

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第十六條の三 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六條の四 並びに前条第一項及び第二項の報告を、第十六條の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に改め、第三章の二中同条を第十六條の六とし、第十六條の三の次に次の二條を加える。

第二條 医療法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「医師及び」を「医師法昭和二十三年法律第二百一十一号」第十六條の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了

医師」といふ。）及びに改め、同条第二項中「又は医師を」又は臨床研修修了医師に改める。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医療籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(歯科医師法の一部改正)

第五条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 第一項を次のように改める。

診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三を次のように改める。

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六条の四中「並びに前条第一項及び第二項の報告を」、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に改め、第三章の二中同条を第十六条の六とし、第十六条の三の次に次の二条を加える。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二

第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十四条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四月一日

二 第三条、第五条並びに附則第十一条から第十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八年四月一日

(病床の種別の変更に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第七條第一項の許可を受けて病院を開設している者(同条第二項に規定するその他の病床(以下「旧その他の病床」という。))を有する病院を開設している者に限る。は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後

の医療法(以下「新医療法」という。第七條第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別)の病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項に規定する者については、同項の届出をするまでの間、旧医療法第一条の五第三項及び第七條第二項療養型病床群及びその他の病床に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者は、同項の届出をするまでの間、当該者が開設する病院の病床であつて次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める病床として新医療法第七條第一項の許可を受けたものとみなす。

一 旧医療法第七條第二項に規定する精神病床 新医療法第七條第二項第一号に規定する精神病床

二 旧医療法第七條第二項に規定する感染症病床 新医療法第七條第二項第二号に規定する感染症病床

三 旧医療法第七條第二項に規定する結核病床 新医療法第七條第二項第三号に規定する結核病床

四 旧その他の病床 経過的旧その他の病床(前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧その他の病床をいう。第七項において同じ。)

五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過的旧療養型病床群(前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群をいう。に係る病床

4 第一項に規定する者についての新医療法第二十一條第一項第一号の規定の適用については、同号中「当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。附則第二條第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群(以下この項において「経過的旧療養型病床群」という。))を有しない病院にあつては、当該病院の有する病床の種別(改正法附則第二條第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床を含む。))に依り、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者(経過的旧療養型病床群を有する病院にあつては、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦、看護補助者その他の従業者)」とする。

5 第一項の届出をした者は、当該届出に係る事項について新医療法第七條第二項の許可を受けたとみなす。

6 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者に係る新医療法第七條第一項の許可は取り消されたものとみなす。

7 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者を除く。が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者が開設する病院の病床のうち、経過的旧その他の

他の病床以外の病床について、新医療法第七条
第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条
第一項の許可を受けて病院を開設している者
(旧その他の病床を有する者を除く)は、当該
者が開設する病院の病床であつて同条第二項に
規定する精神病床、感染症病床又は結核病床で
あるものについて、それぞれ新医療法第七条第
二項第一号から第三号までに規定する精神病
床、感染症病床又は結核病床として同条第二項
の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条
第三項の許可を受けて診療所に旧医療法第一条
の五第三項に規定する療養型病床群を設けてい
る者は、当該療養型病床群に係る病床につい
て、新医療法第七条第二項第四号に規定する療
養病床として同条第三項の許可を受けたものと
みなす。

第五条 この法律の施行の日から二年六月を経過
する日までの間は、新医療法第七条の二第一項
中「療養病床及び一般病床の数」とあるのは「医
療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律
第 号。以下この条において「改正法」とい
う。)(附則第二条第三項第四号に規定する経過的
旧その他の病床(以下この条において「経過的旧
その他の病床」という。)、療養病床及び一般病
床の数」と、「同条第四項の厚生労働省令」とあ
るのは「改正法附則第七条第一項により読み替
えて適用される第三十条の三第四項の厚生労働
省令」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病
床数」とあるのは「経過的旧その他の病床、療養
病床及び一般病床に係る基準病床数」と、同条

第二項中「療養病床及び一般病床の数が」とあ
るのは「経過的旧その他の病床、療養病床及び
一般病床の数が、改正法附則第七条第一項によ
り読み替えて適用される」と、「療養病床及び一
般病床に係る基準病床数」とあるのは「経過的旧
その他の病床、療養病床及び一般病床に係る基
準病床数」とする。

(医療計画に係る経過措置)
第六条 この法律の施行前に旧医療法第三十条の
三の規定により定められ、又は変更された医療
計画は、新医療法第三十条の三の規定により定
められ、又は変更されるまでの間は、同条の規
定により定められ、又は変更された医療計画と
みなす。

第七条 この法律の施行の日から二年六月を経過
する日までの間は、新医療法第三十条の三第四
項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数
の合計数を基にした」とあるのは、「医療法等の
一部を改正する法律(平成十二年法律第
号)(附則第二条第三項第四号に規定する経過的
旧その他の病床、療養病床及び一般病床の総数
に関する」とする。

2 この法律の施行の日から二年六月を経過した
日以後政令で定める日までの間は、新医療法第
三十条の三第四項中「それぞれの病床の種別に
応じ算定した数の合計数を基にした」とあるの
は、「療養病床及び一般病床の総数に関する」と
する。

(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)
第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
際現に医師免許を受けている者及び当該規定の
施行前に医師免許の申請を行った者であつて当

該規定の施行後に医師免許を受けたものは、第
二条の規定による改正後の医療法及び第四条の
規定による改正後の医師法の適用については、
同法第十六条の四第一項の規定による登録を受
けた者とみなす。

(指定病院に係る経過措置)
第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
際現に第四条の規定による改正前の医師法第十
六条の二第一項の規定による指定を受けている
病院は、第四条の規定による改正後の医師法第
十六条の二第一項の規定による指定を受けてい
る病院とみなす。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)
第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前
に第二条の規定による改正前の医療法第八条の
規定による届出をした医師は、第二条の規定に
よる改正後の医療法第八条の規定による届出を
したものとみなす。

(臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置)
第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行
の際現に歯科医師免許を受けている者及び当該
規定の施行前に歯科医師免許の申請を行った者
であつて当該規定の施行後に歯科医師免許を受
けたものは、第三条の規定による改正後の医療
法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法
の適用については、同法第十六条の四第一項の
規定による登録を受けた者とみなす。

(指定病院等に係る経過措置)
第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行
の際現に第五条の規定による改正前の歯科医師
法第十六条の二第一項の規定による指定を受け
ている病院又は診療所は、第五条の規定による

改正後の歯科医師法第十六条の二第一項の規定
による指定を受けている病院又は診療所とみな
す。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)
第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行
前に第三条の規定による改正前の医療法第八条
の規定による届出をした歯科医師は、第三条の
規定による改正後の医療法第八条の規定による
届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定については、当該各規定)の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに規定するも
ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)
第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項中「療養型病床群等」を「療
養病床等」に改める。

第四十三条ノ三第二項中「第一条の五第三項」
を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群(本
項ニ於テ単ニ療養型病床群ト称ス)」を「療養病
床」に、「同法第七条第二項」を「同項」に改め、
「診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ
付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス」
を削り、同条第四項第一号中「若ハ第一号の二」
を削り、同項第二号中「必要病床数」を「基準病
床数」に改める。

(船員保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条第七項

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十四条第三項

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六條第四項

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第五十六條第三項

五 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十五条第六項

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「第一条の五第三項を『第七条第二項第四号』に、「療養型病床群」に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

第四十五条の二第三項第二号中「療養型病床群等」を「療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。)」に、「収容された」を「入院する」に改め、同項第三号中「第一条の五第三項を『第七条第二項第四号』に、「療養型病床群」に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において

同じ。)が新医療法の施行の日以後に取得又は建設をするこれらの規定に規定する特定医療用建物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は建設をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)
第二十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「又は第一号の二」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十三項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「第一条の五第三項に規定する療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの)」を「第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院に改め、

「(当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。)」を削る。
第五十五条中「医療法」の下に「第八条の二第二

項及び」を加える。

第一百七条第一項、第二項及び第四項、第一百八条第一項並びに第一百八条第二項第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第二百九条第三号中「医療法」の下に「第八条の二第二項及び」を加える。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、介護保険法第七條第二十三項(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの」とあるのは「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの若しくは医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。)」とし、「当該療養病床等」とあるのは「当該療養病床等(当該経過的旧療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。)」とする。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二十三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「及び第二項中「医師及び歯科医師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、

第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師とあり」を「中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了医師」という。))及び歯科医師」とあり、同法第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり」に改める。

第一百一条第三項中「行なう」を「行う」に、「医師を」「臨床研修修了医師」に改める。

第二十四条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「及び歯科医師」を「及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了歯科医師」という。))に、「臨床研修修了医師及び歯科医師」を「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師、歯科医師」を「臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師」に改める。

第一百一条第三項中「歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」に改める。

理 由

高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直し、病床の種別に応じて適正な医療が提供さ

れるための措置を講ずるとともに、休止医療機関等の適正化のための措置を講じ、医療機関が広告できる事項を追加するほか、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化し、臨床研修の修了を病院又は診療所の管理者となるための要件とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 入院医療の提供体制の見直しを行うため、

現行の「その他の病床」を、長期療養のための「療養病床」と「一般病床」に区分し、それぞれの機能に相応しい基準を定めること。また、人員の配置が基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生じる場合には、人員の増員又は業務の停止を命じることができるとすることとする。

2 医療における情報提供を推進するため、医業等に関する広告規制を緩和し、診療録など診療に関する諸記録に係る情報を提供することができ旨などを広告事項として追加する

こと。

3 医療従事者の資質の向上を図るため、医師及び歯科医師が診療に従事しようとする場合、医師については二年以上、歯科医師については一年以上の臨床研修を必修化することとし、病院又は診療所の管理者は、臨床研修を修了した者とする。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、医師の臨床研修の必修化に関する規定については、平成十六年四月一日から、歯科医師の臨床研修の必修化に関する規定については、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講ずることは、時に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十二年十一月一日

厚生委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

警察法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十二年十月十八日

提出者

桑原 豊 松本 龍
中川 正春 松崎 公昭
首藤 信彦
賛成者
安住 淳 外百二十三名

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條」を「第七十五條の二」に改める。

第五條第二項第二号中「予算」の下に、「(国家公安委員会に関するものを除く。)」を加え、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号に次のように加え、同号を同項第四号とする。

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要その他これらに準ずる犯罪に係る事実

第五條第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 警察に関する国の政策の評価に関すること。

第五條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、重大な不祥事件が発生したときその他必要があるとき認めるときは、その所掌事務を遂行するために必要な監督を行う。

第五條の次に次の一条を加える。

(国会に対する報告)

第五條の二 国家公安委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告しなければならない。

第八條第一項中「五年」を「三年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「再任するを」を「一回に限り再任される」に改める。

第十條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、

「職員」の下に「又は国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第十三條を次のように改める。

(事務局)

第十三條 国家公安委員会の事務を処理させるため、国家公安委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、監察官その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、国家公安委員会が定める。

第十七條中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十一條第一項第四号中「調査」を「立案」に改め、同項第二十号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号中「調査」を「立案」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第八号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号

を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 情報の公開に関すること。

第二十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 所管行政に関する政策の評価に関すること。

第二十一条第二項中「前項第十七号から第十九号を」前項第十九号から第二十一号に改める。

第三十条第一項中「から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十八号から第二十一号を」、第四号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十四号を」第五条第二項第十五号に改める。

第三十八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第五条第三項を」第五条第四項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県公安委員会は、都道府県警察において重大な不祥事件が発生したときその他必要があるとき、監察を行う。

第四十条第二項中「再任する」を「一回に限り再任される」に改める。

第四十二条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「同法第三十八条第一項を」同項に、「外を」ほか」に改め、同条第二項中「又は常勤の職員を」若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を

占める職員に改める。
第四十四条を次のように改める。

(事務局)

第四十四条 都道府県公安委員会の事務を処理させるため、都道府県公安委員会に事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、都道府県公安委員会が定める。

第四十四条の次に次の三条を加える。

(苦情処理委員会の設置)
第四十四条の二 都道府県警察に係る苦情の処理に関する事務を適切かつ迅速に処理させるため、都道府県公安委員会に苦情処理委員会を置く。

(苦情処理委員会の組織)
第四十四条の三 苦情処理委員会の委員は、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県公安委員会が任命する。

2 前項に定めるもののほか、苦情処理委員会の委員の数、資格、任期及び服務に関し必要な事項は、条例で定める。

3 苦情処理委員会に事務局を置く。

4 事務局の内部組織は、都道府県公安委員会が定める。

(苦情の処理)
第四十四条の四 苦情処理委員会は、都道府県警察に係る苦情の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、都道府県警察に対し、その苦情の内容を通知して適切かつ迅速な措置を求める等これを誠実に処理しなければならない。

2 苦情処理委員会は、前項の申出が文書によりされたときは、当該申出に係る苦情の処理の結果を文書により申出人に通知しなければならない。

3 苦情処理委員会は、第一項の申出に係る苦情の処理に関し必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、必要な勧告を行うことができる。

第四十六条第二項中「及び第六項を」、第四項及び第七項に、「第三十八条第六項を」第三十八条第七項に改める。

第四十七条第二項中「第三十八条第四項において準用する第五条第三項を」第三十八条第五項において準用する第五条第四項に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(警察署協議会)
第五十三条の二 警察署に、警察署協議会を置くものとする。ただし、管轄区域内の人口が僅少であることその他特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。

3 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱する。

4 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例(警察署協議会の議事の手続にあつては、都道府県公安委員会規則)で定める。

3 警視総監又は警察本部長は、都道府県警察の

職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、都道府県公安委員会に対し、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

一 その職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した場合
二 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合

第六十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、国家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

第六十九条に次の二項を加える。

5 皇宮護衛官の武器の使用については、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十八号)第七条の規定を準用する。

6 皇宮護衛官及び警察官は、その職務の執行に関し、相互に協力しなければならない。
第七章中第七十六条の前に次の一条を加える。
(情報公開の推進)
第七十五条の二 国及び地方公共団体は、警察行政の運営の透明性を向上させ、警察に対する国

民の信頼を確保するためには、警察の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、その積極的な公開の推進を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定(同項第三号に次のように加える部分を除く。)並びに第二十一条、第三十条第一項及び第三十三条第一項の改正規定は、同年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現在に在職する国家公安委員会の委員の任期は、この法律による改正後の警察法(以下「新法」という。)第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在職する国家公安委員会の委員、都道府県公安委員会の委員又は方面公安委員会の委員であつて二回以上再任されているものは、新法第八条第二項又は第四十条第二項(新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、一回再任されているものとみなす。

(検察審査会法の一部改正)

第三条 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十一号中「国家公安委員会委員、都道府県公安委員会委員及び」を「国家公安委員会の委員及び職員、都道府県公安委員会(苦情処理委員会を含む。)の委員及び職員並びに」に改める。

(司法警察職員等指定応急措置法の一部改正)
第四条 司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

(地方公務員法の一部改正)

第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「教育委員会」の下に、「公安委員会」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十八号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

理 由

警察に対する国民の信頼を回復するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等について、委員の任期を短縮するとともに再任を制限し、事務局を設置し、並びに警察庁及び都道府県警察に対する監察を実施することができるとし、あわせて、都道府県公安委員会等に苦情処理委員会を設置することにより、警察職員の職務遂行の適正を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約八億八千万円の見込みである。

警察法の一部を改正する法律案(桑原豊君外四名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、警察に対する国民の信頼を回復するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等について、委員の任期を短縮するとともに再任を制限し、事務局を設置し、並びに警察庁及び都道府県警察に対する監察を実施することができるとし、あわせて、都道府県公安委員会等に苦情処理委員会を設置することにより、警察職員の職務遂行の適正を確保する措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 国家公安委員会の改革

(一) 所掌事務

(1) 国家公安委員会に関する国の予算に関する事務は、国家公安委員会がつかさどるものとする。

(2) 国家公安委員会は、その任務を達成するため、重大な不祥事件が発生したときその他必要があると認めるときは、その所掌事務を遂行するために必要な監察を行うものとする。

(二) 国会に対する報告

国家公安委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告しなければならないものとする。

(三) 委員の任期

委員の任期を三年に短縮し、一回に限り再任させることができるものとする。

(四) 事務局

(1) 国家公安委員会の事務を処理させるため、国家公安委員会に事務局を置くものとする。

(2) 事務局に、事務局長、監察官その他の職員を置くものとする。

(3) 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理するものとする。

(4) 事務局の内部組織は、国家公安委員会が定めるものとする。

2 都道府県公安委員会の改革

(一) 所掌事務

都道府県公安委員会は、都道府県警察において重大な不祥事件が発生したときその他必要があると認めるときは、監察を行うものとする。

(二) 都道府県警察の職員の法令違反等の報告の聴取等

警視總監又は道府県警察本部長は、都道府県警察の職員が、職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した等の疑いがあると認めるときは、速やかに事実を調査し、当該事由があることが明らかになったときは、都道府県公安委員会の定めるところにより、都道府県公安委員会に対し、その結果を報告しなければならないものとする。

(三) 委員の再任回数

委員は、一回に限り再任させることができるものとする。

(四) 事務局

(1) 都道府県公安委員会の事務を処理させ

るため、都道府県公安委員会に事務局を置くものとする。

(2) 事務局の内部組織は、都道府県公安委員会が定めるものとする。

(五) 方面公安委員会の改革

(一)、(三)及び(四)に準じて、方面公安委員会の改革を行うものとする。

3 苦情処理委員会

(一) 設置

都道府県警察に係る苦情の処理に関する事務を適切かつ迅速に処理させるため、都道府県公安委員会に苦情処理委員会を置くものとする。

(二) 組織

(1) 苦情処理委員会の委員は、任命前五年に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県公安委員会が任命するものとする。

(2) (1)のほか、苦情処理委員会の委員の数、資格、任期及び服務に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

(3) 苦情処理委員会に事務局を置くものとする。

(4) 事務局の内部組織は、都道府県公安委員会が定めるものとする。

(三) 苦情の処理

(1) 苦情処理委員会は、都道府県警察に係る苦情の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、都道府県警察に対し、その苦情の内容を通知して適切かつ迅速な措置を求める等これ

を誠実に処理しなければならないものとする。

(2) 苦情処理委員会は、(1)の申出が文書によりされたときは、当該申出に係る苦情の処理の結果を文書により申出人に通知しなければならないものとする。

(3) 苦情処理委員会は、(1)の申出に係る苦情の処理に関して必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、必要な勧告を行うことができるものとする。

情報公開の推進

国及び地方公共団体は、警察行政の運営の透明性を向上させ、警察に対する国民の信頼を確保するためには、警察の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、その積極的な公開の推進を図るものとする。

5 警察署協議会

(一) 警察署に、特別の事情がある場合を除き、警察署協議会を置くものとする。

(二) 警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とするものとする。

(三) 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱するものとする。

(四) 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例(警察署協議会の議事の手続にあっては、都道府県公安委員会規則)で定めるものとする。

6 その他

(一) 国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営に関することを追加するものとする。

(二) 国家公安委員会の管理する事務として、政策の評価に関することを加えるものとする。

(三) 警察庁長官官房の所掌事務として、政策の評価に関すること及び情報の公開に関することを加えるものとする。

(四) 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員は、定年退職した地方公共団体の職員で短時間勤務の職に採用されたもの等と兼ねることができないものとする。

(五) 皇宮護衛官は、天皇及び皇族の生命、身体又は財産に対する罪等について司法警察職員としての職務を行う旨の規定を置くとともに、皇宮護衛官が武器を使用する要件を警察官に準じて定めるものとする。

施行期日等

(一) この法律は、平成十三年四月一日から施行するものとする。ただし、6の(二)及び(三)は、同年一月六日から施行するものとする。

(二) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の否決理由

本案は、国家公安委員会及び都道府県公安委

員会等について、事務局を設置し、並びに警察庁及び都道府県警察に対する監察を実施することができるとし、あわせて、都道府県公安委員会等に苦情処理委員会を設置することにより、警察職員の職務遂行の適正を確保する措置を講じようとするものであるが、適当なものと認めず、否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約八億八千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して西田国家公安委員会委員長より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成十二年十一月二日

地方行政委員長 増田 敏男

衆議院議長 綿貫 民輔殿

警察法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年九月二十九日

内閣総理大臣 森 喜朗

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二十一号を第二十二号とし、

第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第

三号に次のように加え、同号を第四号とする。

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要その他これらに準ずる犯罪に係る事実

第五号第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 警察に関する国の政策の評価に関すること。

第八条第二項中「再任する」を「一回に限り再任される」に改める。

第十条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「職員」の下に「又は国家公務員法第八十一条の五

第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を加える。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五号第二項第二十一号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

3 国家公安委員会は、警察庁の職員に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

第二十一条第四号中「調査を」立案に改

め、同項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、同項第十七号中「調査を」立案に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十八号を第十八号とし、第十八号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 情報の公開に関すること。

第二十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 所管行政に関する政策の評価に関すること。

第二十一条第二項中「前項第十七号から第十九号まで」を「前項第十九号から第二十一号まで」に改める。

第三十条第一項中「から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十八号から第二十一号まで」を「第四号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五号第二項第十四号」を「第五号第二項第十五号」に改める。

第四十条第二項中「再任する」を「一回に限り再任される」に改める。

第四十二条第一項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「又は常勤の職員」を「若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十八号の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(監察の指示等)

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察の職員(第六十号第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁の職員を含む。)に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

第四十六条第二項後段中、「並びに」を「並びに」に改め、「及び都道府県公安委員会」との下に「、第四十三条の二中 都道府県警察」とあるのは「方面本部」と、同条第一項中「第三十八条第三項」とあるのは「第四十一条第一項」とを加える。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(警察署協議会)
第五十三条の二 警察署に、警察署協議会を置くものとする。ただし、管轄区域内の人口が僅少であることその他特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。

2 警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べ得る機関とする。

3 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱する。

4 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例(警察署協議会の議事の手続にあつては、都道府県公安委員会規則)で定める。

第五十六条に次の一項を加える。

3 警視總監又は警察本部長は、第四十三条の二第一項の規定による指示がある場合のほか、都道府県警察の職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、都道府県公安委員会に対し、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

一 その職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した場合

二 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

第六十九条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、国家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

5 皇宮護衛官の武器の使用については、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十八号)第

七条の規定を準用する。

6 皇宮護衛官及び警察官は、その職務の執行に
関し、相互に協力しなければならない。
第七十八条の次に次の一条を加える。

(苦情の申出等)

第七十八条の二 都道府県警察の職員の職務執行
について苦情がある者は、都道府県公安委員会
に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従
い、文書により苦情の申出をすることができ
る。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつた
ときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠
実に処理し、処理の結果を文書により申出者に
通知しなければならない。ただし、次に掲げる
場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を
妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つ
たと認められる場合において、当該他の者に
当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第五条第二項の改正規定(同項第三号に次
のように加える部分を除く。)並びに第二十
一条、第三十条第一項及び第三十三条第一項の
改正規定 平成十三年一月六日

二 第十条第二項及び第四十二条の改正規定
平成十三年四月一日

三 第五十三条の次に一条を加える改正規定及
び第七十八条の次に一条を加える改正規定
公布の日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日

(経過措置)

2 この法律の施行の際現在に職する都道府県公
安委員会の委員及び方面公安委員会の委員で
あつて三回以上再任されているものは、改正後
の警察法第四十条第二項(同法第四十六条第二
項において準用する場合を含む。)の規定の適用
については、二回再任されているものとみな
す。

(司法警察職員等指定応急措置法の一部改正)

3 司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三
年法律第二百三十四号)の一部を次のように改
正する。

第三条を削る。

理 由

警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家
公安委員会及び都道府県公安委員会等の警察庁及
び都道府県警察に対する監察の指示、当該指示を
履行させるための委員による点検等、警察職員の
法令違反等の報告の聴取、警察職員の職務執行に
ついての苦情の申出並びに委員の再任の制限に関
する規定を設けることにより国家公安委員会等が
警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、
警察署における事務の処理に民意を反映させる警
察協議会の制度について定めるほか、最近の治
安情勢にかんがみ、国の重大な利益を著しく害す
るおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案
についての警察運営に関する規定の整備を行う等
の必要がある。これが、この法律案を提出する理

由である。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、警察の職務の遂行の適正を確保する
ため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会
等の警察庁及び都道府県警察に対する監察の指
示、当該指示を履行させるための委員による点
検等、警察職員の法令違反等の報告の聴取、警
察職員の職務執行についての苦情の申出並びに
委員の再任の制限に関する規定を設けることに
より国家公安委員会等が警察庁等を管理する機
能の強化を図るとともに、警察署における事務
の処理に民意を反映させる警察協議会の制度
について定めるほか、最近の治安情勢にかんが
み、国の重大な利益を著しく害するおそれのあ
る航空機の強取等の犯罪に係る事案についての
警察運営に関する規定の整備を行う等の措置を
講じようとするもので、その要旨は次のとおり
である。

1 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等
の管理機能の強化に関する規定の整備

(一) 国家公安委員会及び都道府県公安委員会
等の警察庁及び都道府県警察に対する監察
の指示等に関する規定の整備

(1) 国家公安委員会、都道府県公安委員会
及び方面公安委員会は、監察について必
要があると認めるときは、警察庁、都道
府県警察及び方面本部に対する指示を具
体的又は個別的な事項にわたるものとす
ることができることとする。

(2) 国家公安委員会、都道府県公安委員会

及び方面公安委員会は、(1)の指示をした
場合において、必要があると認めるとき
は、その指名する委員に、当該指示に係
る事項の履行の状況を点検させることが
できることとする。

(3) 国家公安委員会、都道府県公安委員会
及び方面公安委員会は、警察庁、都道府
県警察及び方面本部の職員に、(2)の指名
された委員の(2)の事務を補助させること
ができることとする。

(二) 都道府県警察の職員の法令違反等の報告
の聴取に関する規定の整備

警視総監又は道府県警察本部長は、都道
府県警察の職員が、職務を遂行するに当
たつて、法令又は条例の規定に違反した等
の疑いがあると認める場合は、速やかに事
実を調査し、当該事由があることが明らか
になったときは、都道府県公安委員会に
定めるところにより、都道府県公安委員会に
対し、その結果を報告しなければならない
こととする。

(三) 都道府県警察の職員の職務執行について
の苦情の申出に関する規定の整備

(1) 都道府県警察の職員の職務執行につ
いて苦情がある者は、都道府県公安委員会
に対し、国家公安委員会規則で定める手
続に従い、文書により苦情の申出をする
ことができることとする。

(2) 都道府県公安委員会は、(1)の申出が
あつたときは、法令又は条例の規定に基
づきこれを誠実に処理し、処理の結果を
文書により申出者に通知しなければなら
ないこととする。

(四) 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の委員の再任の制限に関する規定の整備
国家公安委員会の委員については一回に限り、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員については二回に限り、再任されることのできることをすること。

2 警察署協議会の制度に関する規定の整備

(一) 警察署に、特別の事情がある場合を除き、警察署協議会を置くものとする。
(二) 警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に應ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とすることとする。

(三) 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱することとする。

(四) 警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例(警察署協議会の議事の手続にあっては、都道府県公安委員会規則)で定めることとする。

3 国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備

国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営に関することを追加すること。

4 その他

(一) 国家公安委員会の管理する事務として、政策の評価に関することを加えること。
(二) 警察庁長官官房の所掌事務として、政策

の評価に関すること及び情報の公開に関することを加えること。

(三) 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員は、定年退職した地方公共団体の職員で短時間勤務の職に採用されたもの等と兼ねることができないこととする。

(四) 皇宮護衛官は、天皇及び皇族の生命、身体又は財産に対する罪等について司法警察職員としての職務を行う旨の規定を置くとともに、皇宮護衛官が武器を使用する要件を警察官に準じて定めること。

(五) その他所要の規定の整備を行うこと。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、4の(一)及び(二)は平成十三年一月六日から、4の(三)は平成十三年四月一日から、1の(三)及び2は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

(二) 所要の経過規定を定めること。

二 議案の可決理由

警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会等が警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、警察署協議会の制度について定めるほか、国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、社会民主党・市民連合から、内閣総理大臣の所轄の下に、中央警察監視

委員会を置く等と内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して西田国家公安委員長より社会民主党・市民連合提案に係る修正案については、「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。
右報告する。

平成十二年十一月二日

地方行政委員長 増田 敏男

衆議院議長 綿貫 民輔殿

警察法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(別紙)

政府は、本法の施行に当たって、警察に対する国民の信頼を回復するため、次の諸点について配慮すべきである。

一 公安委員会の責務を十分に発揮するため、公安委員会の「管理」概念の明確化を図ること。

二 公安委員会の管理機能の充実・強化を図るため、公安委員会事務担当組織を設置してスタッフを増強する等効果的な執務・補佐体制を確立すること。この場合、特に、公安委員会が主体的に第三者的な監察点検機能を果たすことが重要であることにかんがみ、当該組織及びスタッフは、公安委員会の求めるところに従って機能することが最大限担保されるものであること。

三 都道府県警察の職員の職務執行に係る苦情処理制度の運用に当たっては、住民からの苦情申

出を誠実に受け付けるとともに、適切・迅速に処理する体制を整備すること。なお、苦情申出の意思と内容が明確であるが文書によらないことに理由がある場合には、口頭での苦情申出であっても、警察署の窓口において警察職員が文書作成を援助するような仕組みを導入すること。

四 警察署協議会の委員の人選に当たっては、特定分野に偏ることのないようにすること。また、警察署協議会の運営に当たっては、協議会の議事概要を公表するとともに、住民の意見が警察事務に反映されるよう努めること。

五 警察不祥事案を未然に防止するため、業務管理、職務倫理教養及び身上監督の徹底等を積極的に推進すること。また、いわゆるキャリア警察官については、早期から現場経験を重視しつつ、登用・選別方法、教育内容、人事評価制度等を多角的に見直し、社会の安全を守るという使命感に裏打ちされた人材育成に取り組むこと。

六 国及び地方公共団体は、警察行政の透明性を確保するため、警察の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、その積極的な公開の推進を図ること。

七 効果的かつ効率的な警察運営を確保するため、国民の日常生活に密着した活動を行う部門や複雑・多様化する警察事象に対応する部門における適正な人員配置などを推進することとし、警察官の増員は、組織の不断の見直しと徹底的な合理化を踏まえてなされるべきものであること。

八 国会に対する国家公安委員会の所掌事務の処理報告について検討すること。
右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三〇円 (送料別)